

第4回 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会 次第

日時：平成24年12月21日（金）

15：30～

場所：市役所14A会議室（14階）

1 開 会

2 議 事

（1）各分科会の検討状況について

（2）第5次総合計画改定基本計画（後期基本計画）素案について

3 その他

4 閉 会

《 資 料 》

資料1 各分科会の検討状況について

資料2 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）素案【概要版】

資料3 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）素案（本書）

別 紙 戦略プロジェクトについて

各分科会の検討状況について

1	第一分科会		1 頁
2	第二分科会		9 頁
3	第三分科会		13 頁

第一分科会における検討状況

1 所掌する分野（基本施策）

健康・福祉・安心分野	都市経営・自治分野
1 保健・医療サービスの質を高める	2 3 市民が主役のまちづくりを推進する
2 高齢期の生活を充実する	2 4 行政経営基盤を強化する
3 障がいのある人の生活を充実する	2 5 市民の相互理解と共生のこころを育む
4 愛情豊かに子どもたちを育む	
5 都市の福祉力を高める	
6 日常生活の安心感を高める	
7 危機への備え・対応力を高める	

2 計画全般に関する意見

- 基本事業や構成事業がどのような事業なのか分かりにくいものがあるので、分かりやすい表現に変更する必要がある。
- 施策指標について、算出根拠などの補足説明が必要な場合は付記するなど、誤解を招かないような文言で表現する必要がある。

3 所掌する分野全般に関する意見

- 1人暮らしの高齢者世帯が急増していきっている中で、住居、生活など、日常生活において様々な角度からの支援と仕組みを構築し、1人暮らしの高齢者が安心して生活できるような体制を整えるよう検討されたい。
- 行政組織に対応する形で、高齢期、障がいのある人の生活、子どもたち、といった基本施策の区分をしているように思われるが、地域社会においては、例えば、見守りを必要とする対象を区分することはなく、その視点で考えれば、基本施策「都市の福祉力を高める」が最も重要な施策になると思われる。

基本施策「都市の福祉力を高める」の現状・課題にある「身近な地域での総合的なサービスの提供」を行政がどう実現できるのか、行政の役割は何か、地域の方々の役割は何か、それに対して行政はどのような支援が行えるのかがわかる施策であることが望まれる。

- 権利擁護については、施策の大綱VI「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」における基本施策「市民の相互理解と共生のこころを育む」において、

全ての市民を対象にしているが、子ども権利の考え方については、施策の大綱Ⅰ「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」における基本施策「愛情豊かに子どもたちを育む」の基本施策目標にも記載するよう検討されたい。

また、子どもだけ権利主体として捉えていないように感じられることから、子どもの権利主体としての捉え方を検討されたい。

- ・ 施策の大綱Ⅰ「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」における基本施策「都市の福祉力を高める」と施策の大綱Ⅵ「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」における基本施策「市民が主役のまちづくりを推進する」において、「福祉ボランティア活動」と「まちづくり市民活動」という分け方には無理があると思われるため、施策体系の中におけるそれぞれの位置付けを検討されたい。

- ・ 施策の大綱Ⅰ「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」における基本施策「都市の福祉力を高める」については、施策の大綱Ⅵ「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」における基本施策「市民が主役のまちづくりを推進する」における「地域主体のまちづくりの促進」の施策において、特に、「居場所の整備促進」や「地域活動団体間の連携強化」、「まちづくり組織のコーディネート」といった基本事業と密接な関わりがあると思われる。

分野別計画では、こうした連携の必要性が見えにくく、また、地域組織が「身近な地域での総合的なサービス提供」を行政のどの部署に相談すればいいのか、またはどこが一括して対応するのが、わかりにくくなっているため、総合計画を改定するにあたっては、関連する部署が連携した基本施策を提示することが望まれる。

具体的には、基本施策「都市の福祉力を高める」と基本施策「市民が主役のまちづくりを推進する」の基本施策を互いにリンクする形で掲載するなど、都市の福祉基盤の総合力を高めるためには、総合的な施策が必要になると考えられる。また、地域の現場において、福祉を高齢者福祉、障がい者福祉、母子福祉などと分けて考えることはなく、「保健福祉」と「地域コミュニティ」を別々に考えては総合的で身近な福祉は実現できないと感じられるため、そのことを念頭においた計画づくりが望まれる。

4 個別の施策・事業に係る意見

● 健康・福祉・安心分野

基本施策1 保健・医療サービスの質を高める

- ・ 当基本施策については、現状・課題の「医療と介護の更なる連携」の中で、福祉サービスについても連携が必要な分野であることから、その趣旨を踏まえた表現とするよう検討されたい。
- ・ 施策「健康づくりの推進」において、「運動事業」など、どのような事業なのか分かりにくいものがあるので、分かりやすい表現に変更するよう検討されたい。
- ・ 施策「地域医療体制の充実」において、「指導」という表現では事業の方向性が見えないので、「推進」「促進」「強化」等文言で明確にするよう検討されたい。

基本施策2 高齢期の生活を充実する

- ・ 当基本施策については、施策目標を「元気に”行動”し、生き生きと暮らしています。」とするよう検討されたい。また、施策指標値の対象となる算出根拠を明確にするよう検討されたい。
- ・ 施策「高齢者の社会参画の促進」において、外出支援の取組については、ソフト事業の充実だけではなく、ハード面についても、高齢者が安全安心に歩行できる優しい道路の仕組みを検討されたい。
また、構成事業「学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供」において、「場」という表現の変更・文章の整理を検討されたい。
- ・ 施策「高齢者の生活支援の推進」においては、認知症になった後の対策等を盛り込むのではなく、認知症予防の取組、認知症対策の重要性を記載するよう検討されたい。

基本施策3 障がいのある人の生活を充実する

- ・ 施策「障がい者の社会的自立の促進」、「障がい者の地域生活支援の充実」については、どちらの基本事業においても、「相談支援の充実」の項目があることから、「就労や社会参加及び地域生活の相談支援の充実」などとするよう検討されたい。

- ・ 施策「障がい者の地域生活支援の充実」において、基本事業「障がい者の相談支援の充実」については、「障がい者の権利擁護」や「人権尊重の推進」などと表現を改めるよう検討されたい。

また、基本事業「障がい児療育体制の充実」において、発達障がい児やひきこもりを抱えている家庭の相談機関は、どこが担っているかが見えてこない。併せて、障がい児に対して、「ライフステージを通した」という表現はそぐわないので、「地域生活相談体制の充実」に事業を表記するよう検討されたい。

基本施策 4 愛情豊かに子どもたちを育む

- ・ 当基本施策において、ひとり親家庭の子どもへの教育の面での支援、また、ひとり親の子どもが問題を抱えたときの相談体制の充実をはかるため、これらを主要事業とするよう検討されたい。

また、負の連鎖を解消するためにも、高校や大学に進学できるよう、入学一時金、奨学金を増額するなど、行政面からのサポートの充実を検討されたい。

- ・ 施策「児童健全育成環境の充実」において、構成事業「宮っ子ステーション事業の推進」については、「放課後子ども教室」と「子どもの家」の一体的な運営を地域にお任せすべきか、また、学童保育を地域にお任せし、その質を担保するためには、市の役割としてどうあるべきかを検討されたい。

また、施策目標については、「意欲を持って」という表現は、小さな子どもには馴染まないことから、相応しい表現について検討されたい。

- ・ 施策「子どもへの虐待防止対策の強化」の施策指標「児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合」において、「終結件数の割合」の分母と分子がわかりづらいことから、補足説明が必要な場合は付記するなど、誤解を招かない表現とするよう検討されたい。

基本施策 5 都市の福祉力を高める

- ・ 当基本施策については、主要事業における「地域福祉ネットワークの形成支援」の目的の記載を膨らませるよう検討されたい。例えば、「高齢者や障がい者を含め、地域の誰もが安心して暮らせるような地域力」など、明確な表現を検討されたい。

また、現状の記載では、高齢者・障がい者等の居場所づくりの支援に終止してしまうので、1人暮らしの高齢者に対応する具体的な事業を取り入れるよう検討されたい。

- ・ 施策「市民の福祉活動への参画促進」における施策指標「ボランティアセンターのボランティア登録団体数」については、ここでのボランティア数は社会福祉協議会に登録されている数であるが、本市内にはもっとボランティア団体はあると思われることから、福祉の観点で見直すよう検討されたい。

また、基本事業「地域の福祉活動の充実」においては、「地域福祉ネットワークの形成支援」の構成事業だけでなく、高齢者や障がい者等の仲間づくりや生きがいづくりの場を充実させるよう取組を検討されたい。

- ・ 施策「ユニバーサルデザインの推進」において、福祉力を高めるためにも、社会的弱者への対応を網羅するような事業、また、周りの人、社会から理解を得られるよう普及・啓発が必要であり、どの機関と連携して啓発していくかも併せて明確化するよう検討されたい。

- ・ 施策「社会を支える福祉支援の充実」において、生活保護受給者ではない生活困窮者に対しても支援するなど、本市として独自性のある事業を掲げるよう検討されたい。

また、事業名を貧困対策事業名などに変えて、そのひとつの柱を生活保護とし、生活保護を受給する手前の本市独自の事業を膨らませるよう検討されたい。

基本施策 6 日常生活の安心感を高める

- ・ 施策「交通安全対策の充実」において、本市は「自転車のまちうつのみや」を目指していることから、「自転車安全教育の推進」に高校生も対象にするよう検討されたい。

基本施策 7 危機への備え・対応力を高める

- ・ 当基本施策において、災害弱者に対する支援策の充実を盛り込むよう検討されたい。
- ・ 施策「防災対策の強化」において、基本事業「地域防災体制の強化」については、ICTは活用すべきであるが、それだけでなく、コミュニティFMなど、地域の情報を収集・発信する仕組みづくりについても検討されたい。コミュニティFMについては、防災意識の啓発の手法においても効果的であるため併せて検討されたい。

また、基本事業「都市基盤の防災性の強化」については、建築物の耐震化促進に、「石塀の倒壊防止」を含めるよう検討されたい。なお、構成事業「土地区画整理事業」については、「土地区画整理事業の推進」とされたい。

● 都市経営・自治分野

基本施策23 市民が主役のまちづくりを推進する

- ・ 当基本施策においては、住民自治を促進するには、人的・経営基盤をしっかりと構築するよう検討されたい。また、地域の機能を強化する方法・手段を検討されたい。

また、主要事業「ワーク・ライフ・バランスの促進」については、「男性の家庭参画の促進」という表現は、すでに若い世代は取り組まれていることから、5年後を見据え、意識改革に特化した表現、かつ、自分の健康、家庭、生活の質を考えていくことが、ワークライフバランスの根幹であり、その意味を踏まえ、「男女」「男女がともに」だけでなく、より広い概念を持ち、目的、内容等の表記を検討されたい。

- ・ 施策「協働によるまちづくりの推進」において、基本事業「まちづくり活動主体の連携・協力の推進」における構成事業「多様なまちづくり主体の連携の場（協働のプラットフォーム）の形成促進」については、プラットフォームという表現を工夫するよう検討されたい。プラットフォームについては、全国的に、特段真新しいものでもないことから、この表現を削除するよう検討されたい。
- ・ 施策「地域主体のまちづくりの促進」において、基本事業「日常生活の安全安心を支える絆づくりの推進」における構成事業「顔の見える関係づくりの促進」については、防犯対策にも効果がある「緊密な近隣関係の構築」を含めるよう検討されたい。
- ・ 施策「市民の市政への参画促進」において、施策指標「政策特集に寄せられる意見の平均数」が示している対象が個人で、個人的な意見の数を指標とすると狭いと感じることから、パブリックコメントなどによる広い意見聴取による数を増やすといった指標が望まれる。

また、基本事業「政策形成段階からの市民参画の促進」における構成事業が一つしかないことから、より膨らみを持たせるよう検討されたい。

基本施策24 行政基盤を強化する

- ・ 施策「効果的で効率的な行政経営システムの確立」において、施策目標「限りある経営資源を適切に配分しすることにより、最小の経費で最大の効果が発揮できるような行政経営を行っています。」に、「行政サービス水準の低下を防ぎつつ」

や「市民満足の低下させることなく」または、「市民満足に配慮しつつ」などといった意味合いを持たせるよう検討されたい。

- ・ 施策「地域情報化の推進」については、前期基本計画と同様、「高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する」として、基本施策として位置付けるよう検討されたい。

また、基本事業として、「個人情報の適正保護・適正活用の推進」などの事業を追記するよう検討されたい。

基本施策 25 市民の相互理解と共生のこころを育む

- ・ 当基本施策においては、現状・課題の部分について、対象が「女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人」だけでなく、男性も含め、すべての市民が対象となるよう表現を検討されたい。

- ・ 施策「かけがえのない個人の尊重」については、基本事業「男女間のあらゆる暴力の根絶」において「男女」と表現するのは、個人の尊重や、セクシャルマイノリティの観点から、5年、10年先を見据えた表現とするよう検討されたい。

また、施策「かけがえのない個人の尊重」における基本事業「男女間のあらゆる暴力の根絶」については、施策「男女共同参画の推進」へ戻し、施策「かけがえのない個人の尊重」では、基本事業「いじめ対策の充実」も含め、「あらゆる形態の暴力をなくす」や「マイノリティに対する差別抑圧をなくす」といった目的の基本事業を位置付けるよう検討されたい。

第二分科会における検討状況

1 所掌する分野（基本施策）

生活環境分野	都市基盤分野
1 3 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	2 1 機能的で魅力ある都市空間を形成する
1 4 良好な水と緑の環境を創出する	2 2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する
1 5 上下水道サービスの質を高める	
1 6 快適な住環境を創出する	

2 計画全般に関する意見

- ・ 計画の総論の中で、財政見直しを含め、資源の集中分配の考え方なども盛り込まれよう検討されたい。
- ・ 「市民等」や「多様な主体」といった表現が散見されるが、NPOなど具体的な対象がわかりやすくなるよう表現を工夫されたい。
- ・ まちづくり戦略プランと分野別計画における施策体系の関係を明らかにするため、分野別の各施策指標の箇所に、戦略プランとして位置づけられているものは、その旨を表示し、また、まちづくり戦略プランで提示されている指標と分野別計画で提示されている指標の表示に整合を図るなど、わかりやすい記載に工夫されたい。

3 所掌する分野全般に関する意見

- ・ 都市基盤分野において、上下水道、エネルギー、避難経路・避難場所など、災害対策が望まれる事業が多いと考えられることから、関連する部分において、災害対策をこれまで以上に強調していくことが望まれる。

4 個別の施策・事業に係る意見

● 生活環境分野

基本施策 1 3 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

- ・ 施策「地球温暖化対策の推進」において、施策指標として位置付けられている「住宅用太陽光発電システムの設置家庭数」に加え、例えば、「市全域での再生可能エネルギー導入数（特に小水力やバイオマスなど太陽光以外の再生可能エネ

ルギーの取組)」や「市有施設における再生可能エネルギー導入量」など、本市独自の取組をアピールする施策指標を検討されたい。なお、検討に際しては、前期基本計画においてまちづくり戦略プランに計上されている「バイオマスタウンの構築」などに関連した指標が分かりやすいと思われる。

また、基本事業「環境にやさしいライフスタイルの推進」と「環境に配慮したビジネススタイルの推進」においては、市民等の行動に関する事業であるため、施策「環境保全行動の推進」に振り分けるよう検討されたい。

また、基本事業「再生可能エネルギーの利活用の推進」における構成事業については、「太陽光発電システムの設置促進」だけでなく、小水力発電の検討も行っていることから、記載の方法を検討されたい。併せて、エネルギー利活用については、国における議論もあるが、中長期的な市のスタンスとして検討を位置づけることが望まれる。

- ・ 施策「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）」については、施策指標として位置付けられている「市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量」に加え、「資源化量の数値」を提示するよう検討されたい。
- ・ 施策「良好な生活環境の確保」においては、放射線対策の記載について検討されたい。

基本施策14 良好な水と緑の環境を創出する

- ・ 施策「安全で快適な河川環境の整備」において、水資源有効活用の観点から、小水力発電設備や自然エネルギーを活用した水辺空間の整備なども検討されたい。

また、基本事業「水辺に親しめる空間の創出」や「河川機能保全」関連して、将来的な河川景観を考えていく上で、緑化推進の観点から、特に価値のある施設については、将来に向けた整備計画を検討していける環境をつくっていくことが望まれる。

なお、釜川プロムナードについては、全国的にも希少な都市型環境施設であり、その維持管理にあたっては、まちづくり及び、都市環境の視点からも景観を考慮した保全整備を行うことを検討されたい。

- ・ 施策「生物多様性の保全」において、施策指標の「主要河川の水質調査における環境基準（BOD）の達成率」は、現在94%であるため、ある程度達成されていると考えられことから、取組の必要性がより明確となる指標を設定することを検討されたい。

基本施策16 快適な住環境を創出する

- ・ 施策「多様な住まいづくりの推進」において、施策指標の「住宅のバリアフリー化率」について、前期基本計画におけるまちづくり戦略プランでは、都心部の定住促進が位置づけられており、バリアフリー化率と多様な住まいづくりの見出しから受ける意味合いにギャップを感じるので、施策名に「都心部定住促進」などとの併記を検討されたい。

また、基本事業「多様な居住ニーズに対応した支援の充実」については、若年層への家賃補助などソフト的事業だけではなく、中心市街地に中高層住宅の整備の充実などハード的側面からの取組が必要である。

● 都市基盤分野

基本施策21 機能的で魅力ある都市空間を形成する

- ・ 施策「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」においては、施策指標の「人口集中地区（D I D）人口」が位置づけられているが、D I D地区の人口が増えることが、本市が目指すネットワーク型コンパクトシティの概念を表す指標として合致する部分としない部分があると思われるため、例えば、「各拠点地域における再開発実施面積」や「拠点地域の人口」など、より具体的で分かりやすいものとするよう検討されたい。

また、主要事業の中で、立地施設の整備促進については、検討状況に見合った表現を検討されたい。併せて、宇都宮駅西口と東口の整備については、市民感覚では、駅を挟んで分断されているような印象を受けるため、一体的な検討が望まれる。

基本施策22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

- ・ 当基本施策において、L R Tの今後の取扱いを含め、施策体系と主要事業のバランスについて、整合・見直しを図るよう検討されたい。
- ・ 施策「公共交通ネットワークの充実」については、施策指標の「年間公共交通利用者数」において、ここでの公共交通は、J Rなどの電車も含まれているとすれば、市の施策効果と関係のない要因が反映された数値になってしまうと思われ、年間の利用者数では、実感がわきにくいことから、前期基本計画と同様、「一日当りの利用者数」が、理解しやすいと考えられるため、施策指標を検討されたい。

また、L R T実現化に向けて、着実に進めていく必要がある中で、その動きを見せられるような表現を検討されたい。

- ・ 施策「自転車のまち宇都宮の推進」については、施策指標の「自転車走行空間の整備延長」について、実際の道路上で、青で塗られた空間が該当する空間だとすると、自転車で走行するには危険があったり、不便な箇所が多々あると思われることから、今後、質の向上が望まれる。一方、自転車で快適に走れる川沿いなどが、自転車走行空間として含まれていない部分もあることに留意されたい。

また、公共交通は、全般として情報化によるマネジメントが重要であると考えられることから、交通システムの見える化（駐車場状況、渋滞状況、バス運転状況、自転車ルート、歩行者ルート、工事情報）など、交通の利便性をより高めるための情報化に関する事業を含めることを検討されたい。

第三分科会における検討状況

1 所掌する分野（基本施策）

教育・学習・文化分野	産業・経済分野
8 生涯にわたる学習活動を促進する	17 地域産業の創造性・発展性を高める
9 信頼される学校教育を推進する	18 商工業の活力を高める
10 個性的な市民文化・都市文化を創造する	19 農林業の付加価値を高める
11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する	20 魅力ある観光と交流を創出する
12 健全な青少年を育成する	

2 計画全般に関する意見

- ・ 本市をはじめ、栃木県の印象は薄いため、更なるイメージアップに向け、近隣市町と連携するなど、宇都宮市独自の取組を検討されたい。
- ・ 一度宇都宮を離れた人が、また宇都宮に戻りたいと思えるようなまちづくりが望まれる。

3 所掌する分野全般に関する意見

- ・ 農産物、観光資源のいずれにも、安全・安心の徹底は、差別化の意味でも必要であり、市民も巻き込みながら安全性強化、情報公開の徹底に取り組まれない。

4 個別の施策・事業に係る意見

● 教育・学習・文化分野

基本施策8 生涯にわたる学習活動を促進する

- ・ 施策「学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成」において、世代間交流の場の提供など、子どもから高齢者まで幅広い教育環境の充実に努められたい。

また、親のモラル向上や子どもへのしつけ等については、人づくりの観点から重要であることから、積極的に取り組まれない。

- ・ 施策「学校・家庭教育支援の充実」については、基本事業「家庭教育支援の充実」における構成事業「親学の推進」において、大人のための教育として、親学の充実、それを推進するコーディネーターの育成に努められたい。

また、施策指標となっている放課後子ども教室に関して、学区外通学児童にと

っては不便な点もあることから、学童や子供会の現状も鑑みながら、「開かれた地域で」子どもを育てる、という視点を取り入れるよう検討されたい。

さらに、幼児教育と親学は密接な関係があり、できるだけ連携して取組を進め、教育の場においても、地元や地元の企業を学ぶなどの取組により、将来の農業や中小企業の後継者づくりにつながるよう、取組を検討されたい。

- ・ 施策「学んだ成果を活かす仕組みの構築」において、学んだものを活かす場をどうするか、ということを検討されたい。また、幼児教育の就学前プログラムと生涯学習をリンクさせていくことを検討されたい。

基本施策9 信頼される学校教育を推進する

- ・ 当基本施策においては、市民への周知方法として、小・中学校など教育のステージごとの取組について、一覧のような形で提示することを検討されたい。

また、学校における食の安全が見える仕組みについて検討されたい。さらには、食物アレルギーを持つ生徒の対応の充実を検討されたい。

- ・ 施策「学力向上の推進」については、基本事業「未来への希望を育む教育の充実」における構成事業「社会体験学習の充実」において、中学生の社会学習体験においては、農業にも参加できるよう、事業内容を充実することを検討されたい。

- ・ 施策「豊かな人間性と健やかなからだの育成」については、基本事業「豊かな心や社会性を高める取組の推進」における構成事業「いじめゼロ運動の推進」に関して、いじめに巻き込まれそうになったら、うまく回避する力や、信頼できる人への相談が重要であり、このような点に留意して、包括的な視点の取組を検討されたい。

また、基本事業「たくましい心身を育てる指導の充実」における構成事業「部活動の推進」に関して、小中学校のスポーツ活動は教員が中心となっているが、地域のスポーツ指導者の活用も検討されたい。

構成事業「防災教育・交通安全教育の推進」に関しては、児童・生徒だけでなく、教職員の防災・危機管理能力の育成についても検討されたい。さらに、構成事業「食育の推進」は重要であり、今後取組を充実されたい。

- ・ 施策「特別支援教育の充実」において、施策指標などを踏まえると、学校や施設に在る間の取組のみを推進するよう見えるが、地域でサポートしていく視点を取り入れるよう検討されたい。

基本施策１０ 個性的な市民文化・都市文化を創造する

- ・ 施策「文化資源の保存、継承、活用」については、基本事業「文化財の保存・継承・活用」における構成事業「ふるさと宇都宮の伝統文化の継承」に関しては、伝統文化の継承にあたって、担い手の育成が重要であることから、子どもに受け継いでいく場の充実を検討されたい。

また、基本事業「個性ある文化資源の活用」における構成事業「ジャズのまちづくり推進事業」に関して、ジャズの街として、気軽に楽器練習などができる「場所」の提供を検討されたい。

基本施策１１ 生涯にわたるスポーツ活動を促進する

- ・ 施策「スポーツ活動環境の充実」については、基本事業「地域におけるスポーツ活動の推進」における構成事業「地域スポーツクラブの育成、活動支援」に関して、地域スポーツクラブでは、活動の場を充実することを検討されたい。

また、クラブへの支援のあり方についても検討されたい。さらに、地域スポーツクラブをつくるのは良いが、期間限定の支援ではなく、活動する施設の不足、老朽化への対応についても検討されたい。

特に、本市の求心力になりえるバスケット、サッカーなど、気軽に集える場所の確保に向けた取組を検討されたい。

- ・ 施策「スポーツを支える人材の育成、団体の活性化」については、基本事業「スポーツ指導者の育成・活用」に関して、部活動に地域の人、保護者、部外者が関わられる仕組みの構築を検討されたい。

また、構成事業「指導者の資質向上」は必要であり、指導者の育成、活用につながるよう、積極的に取り組まされたい。

● 産業・経済分野

基本施策１７ 地域産業の創造性・発展性を高める

- ・ 施策「地域特性を生かした産業集積の促進」においては、雇用を守るためには製造業を市内に確保していくことが必要と考えられる。

また、関連中小企業への影響もあることから、取組の充実を検討されたい。

- ・ 施策「就労・雇用対策の充実」については、雇用を確保するため、中小企業への支援充実を検討されたい。

基本施策１８ 商工業の活力を高める

- ・ 施策「魅力ある商業の振興」については、基本事業「魅力ある中心商業地の創出」に関して、空き店舗をどのように活用していくか十分な検討をされたい。
- ・ 施策「中小企業の経営・技術革新の革新」については、工業についての取組も検討されたい。また、商業、農業の後継者確保についての支援を検討されたい
- ・ 施策「流通機能の充実」については、「中央卸売市場年間取扱金額」の施策指標の目標達成に向け、取組の充実を検討されたい。

基本施策１９ 農林業の付加価値を高める

- ・ 施策「良質な農林産物の生産・普及の促進」については、基本事業「地産地消の推進」に関して、原発事故に伴う風評被害、出荷停止となる農産物もあるため、メディアを活用しながら、安全性のPRに努めていくことが望まれる。

基本施策２０ 魅力ある観光と交流を創出する

- ・ 施策「おもてなしある受入体制の充実」については、基本事業「おもてなし体制の充実」における構成事業「観光・コンベンション機能の充実」に関して、大きな大会を誘致するためには、観光分野において、コンベンション機能を充実するよう検討されたい。
- ・ 施策「観光資源の活用促進」については、基本事業「戦略的観光事業の推進」に関して、市内にある飲食店においても、アレルギー対策などが実施できれば、本市のPRにつながると思われることから、促進を検討されたい。

また、本市では何を売りにするのかという点で新たな観光資源が必要であり、農村との連携、放射線対策など、宇都宮ならではの取組を検討されたい。

さらには、本市においては観光資源が点在しており、市内全域の回遊性が高まるような取組、市内に点在する観光資源を線として繋ぐ取組などを検討されたい。

改定基本計画の構成について

【第7章】まちづくり戦略プロジェクトの記載内容

第5次 総合計画	
序	計画策定に当たって (1頁～)
	宇都宮市の概要 (11頁～)
	計画のフレーム (19頁)
基本構想	策定の趣旨 (31頁～)
	目標年次 (31頁～)
	時代潮流の変化と中長期的展望 (35頁)
	まちづくりの目標 (43頁)
	将来のうつのみや像の実現に向けて (57頁)
	まちづくりの大綱 (61頁～)
前期 基本計画	策定の趣旨 (67頁～)
	計画の構成と期間 (67頁～)
	都市空間形成の基本方針 (71頁～)
	まちづくり戦略プラン (81頁～)
	分野別計画 (106頁～)
	計画の着実な推進に向けて (189頁～)

後期 基本計画	
1	策定の趣旨 (1頁～)
2	総合計画の構成と基本計画の期間 (2頁～)
3	社会経済の見通しと市民意識の現状 (3頁～)
4	時代潮流とまちづくりの重点課題 (12頁～)
5	まちづくりの目標 (19頁～)
6	都市空間形成の方針 (21頁～)
7	まちづくり戦略プロジェクト (27頁～)
	⇒ まちづくり戦略プロジェクトの記載内容は、右記を参照
8	分野別計画 (61頁～)
	⇒ 当懇談会からの意見を踏まえ、修正した箇所については、下線を付している。
9	計画の着実な推進に向けて (147頁～)

Project. 1

子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト

子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子どもを生み育て、親と子が共に成長することができる環境を創出するため、『子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向 ?
- ①仕事と子育ての両立支援の充実
 - ②妊娠・出産に対する支援、子どもの健康支援の充実
 - ③地域における子育て・子育て支援の充実
 - ④家庭教育支援の充実
 - ⑤児童虐待発生予防の充実
 - ⑥青少年の相談機能の充実

新たにプロジェクト指標として設定

<主な指標>

子育てに不安や負担を感じている人の割合

現状値 (H21)
63.2%

目標値 (H29)
37.8%

地域での活動に取り組んでいる児童の割合 (中学1年生)

現状値 (H23)
45.2%

目標値 (H29)
57.6%

児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合

現状値 (H23)
44.9%

目標値 (H29)
60.0%

① 仕事と子育ての両立支援の充実

事業目的	○仕事や子育ての両立を支援し、待機児童の解消を図るため、保育園や認定こども園等の整備を促進するとともに、公立保育園の民営化を推進する。 ○一般保育では対応できないさまざまな保育ニーズに対応するための保育サービスの充実を図る。
事業概要	◆保育所、認定こども園等の整備促進 ・拠点(基幹)保育所の整備 ・公立保育園民営化の推進 ・私立保育園の整備促進 ・認定こども園の設置促進 ・事業所内保育施設の設置促進 ◆ニーズに対応した保育サービスの充実 ・病児・病後児保育、一時預かり等の充実

基本施策 4-2-(2)

分野別計画における該当箇所を記載

第1章 計画策定の趣旨（1頁～）

基本計画の前期5年が終了することから、後期5年間の具体化を図るため、改定を行うもの

第2章 総合計画の構成と基本計画の期間（2頁～）

1 総合計画の構成 ⇒ 「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成 2 基本計画の期間 ⇒ 平成25年度から平成29年度

第3章 社会経済の見通しと市民意識の現状（4頁～）

1 社会経済の見通し

- (1) 総人口：平成27年にピーク（約51万6千人）。その後、減少 (2) 年齢別人口：老年人口の構成比は増加（H22:19.7% ⇒ H29:24.7%）、年少人口は減少（H22:14.2% ⇒ H29:13.9%）、生産年齢人口は減少（H22:66.0% ⇒ H29:61.4%）
 (3) 世帯数・一世帯当たり世帯人員数：世帯数は増加（H22:210,240世帯 ⇒ H29:220,369世帯）、一世帯あたり人員数は減少（H22:2.43人 ⇒ H29:2.34人）
 (4) 就業人口：すべての産業で就業人口が減少（H22:241,950人 ⇒ H29:233,471人） (5) 市内総生産：緩やかに減少

2 市民意識の現状：市民満足度調査（平成19年度と平成23年度との比較）⇒ 上向き：11，同水準：10，下向き：4（25基本施策中）

第4章 時代潮流とまちづくりの重点課題（12頁～）

1 時代潮流

- (1) 少子・超高齢社会、人口減少の時代 (2) 地球環境問題の深刻化の時代 (3) ボーダレス社会の進展の時代
 (4) 人間回帰の時代 (5) 分権型社会の進展の時代
 ・後期計画期間中に顕著になると考えられる社会潮流の変化
 ⇒ 「人口減少局面への突入、人口構造が変化」、「家族や地域との関わりが変化」、
 「地域産業を取り巻く状況が変化」、「安全・安心で、環境にやさしい都市づくり」

2 まちづくりの重点課題

- ① 子育て支援の充実 ② 高齢者の生活の質の向上 ③ 安全で安心な生活環境の創出
 ④ 環境調和型社会の構築 ⑤ 総合的な交通体系の確立 ⑥ 魅力ある拠点の想像
 ⑦ 都市の個性づくりと発信 ⑧ 次代を築く人材の育成 ⑨ 産業力の強化
 ⑩ 地域が主体となったまちづくり

第5章 まちづくりの目標（19頁～）

- ① 輝く希望と笑顔にあふれた「みんなが幸せに暮らせるまち」
 ② 独自の存在感と風格を備えた「みんなに選ばれるまち」
 ③ まちづくりの仕組みが整い、みんなでまちをつくる活力にあふれた「持続的に発展できるまち」
 ⇒ 将来のうつのみや像（都市像）
 「くらしいきい まちキラキラ つながる人 ★ 夢のみや うつのみや」の実現

第6章 都市空間形成の方針（21頁～）

1 基本認識

持続的発展のため、「ネットワーク型コンパクトシティ」を長期的に形成

2 基本方針

- (1) 土地利用の適正化 ⇒ 都市と自然が調和する適正な土地利用を進める
 (2) 拠点化の促進 ⇒ 各拠点の機能や役割分担を明確化、都市機能の質や機能性向上
 (3) ネットワーク化の促進 ⇒ 他圏域との広域的連携軸、市域の拠点間の機能連携・補完軸を形成

第7章 まちづくり戦略プロジェクト（27頁～）

⇒ まちづくりの重点課題を解決するため、後期5年間で集中的に展開する3つのプラン、10の戦略プロジェクトを設定

Ⅰ うつのみや“幸せ力”アップ戦略

- プロジェクト1：子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト プロジェクト2：からだ元気！こころ豊かに！健康長寿応援プロジェクト
 プロジェクト3：“安全社会・安心生活”創出プロジェクト プロジェクト4：ひとや自然にやさしい“環境都市”実現プロジェクト
 プロジェクト5：まちの骨格となる公共交通体系確立プロジェクト

Ⅱ うつのみや“ブランド力”アップ戦略

- プロジェクト6：50万都市の中核機能・交流機能強化、活力向上プロジェクト プロジェクト7：都市ブランド確立・アピールプロジェクト

Ⅲ うつのみや“底力”アップ戦略

- プロジェクト8：高い志を持って、未来に羽ばたく“宮っ子スピリット”養成プロジェクト
 プロジェクト9：産業力底上げ“未来産業創造”プロジェクト
 プロジェクト10：みんなでつくる“大好き地域”実践プロジェクト

別紙参照

施策・事業の体系化

第8章 分野別計画（61頁～） ⇒ 6つの柱、25本の政策（基本施策）

Ⅰ 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために（基本施策7 施策22）

- 1 保健・医療サービスの質を高める 2 高齢期の生活を充実する 3 障がいのある人の生活を充実する
 4 愛情豊かに子どもたちを育む 5 都市の福祉力を高める 6 日常生活の安心感を高める
 7 危機への備え・対応力を高める

Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために（基本施策5 施策17）

- 8 生涯にわたる学習活動を促進する 9 信頼される学校教育を推進する 10 個性的な市民文化・都市文化を創造する
 11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する 12 健全な青少年を育成する

Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために（基本施策4 施策13）

- 13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する 14 良好な水と緑の環境を創出する
 15 上下水道サービスの質を高める 16 快適な住環境を創出する

Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために（基本施策4 施策14）

- 17 地域産業の創造性・発展性を高める 18 商工業の活力を高める 19 農林業の付加価値を高める
 20 魅力ある観光と交流を創出する

Ⅴ 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために（基本施策2 施策7）

- 21 機能的で魅力ある都市空間を形成する 22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために（基本施策3 施策11）

- 23 市民が主役のまちづくりを推進する 24 行政経営基盤を強化する
 25 市民の相互理解と共生のこころを育む

第9章 計画の着実な推進に向けて（147頁～） ⇒ ① 各施策における個別計画の策定 ② 総合計画実施計画と行政評価、中期財政計画、予算の連携 ③ 指標を用いた計画の達成状況の把握



■ 戦略プロジェクトについて

別紙

プロジェクト1		子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト（P28）		取組内容	
まちづくりの重点課題[子育て支援の充実] 安心して子どもを生み育て、親と子が共に成長することができる環境を創出する。				①仕事と子育ての両立支援の充実 ②妊娠・出産に対する支援、子どもの健康支援の充実 ③地域における子育て・子育て支援の充実 ④家庭教育支援の充実 ⑤児童虐待発生予防の充実 ⑥青少年の相談機能の充実	
主な指標					
子育てに不安や負担を感じている人の割合	現状値（H21） 63.2%	目標値（H29） 37.8%			
地域での活動に取り組んでいる児童の割合（中学1年生）	現状値（H23） 5.2%	目標値（H29） 57.6%			
児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合	現状値（H23） 44.9%	目標値（H29） 60.0%			
プロジェクト2		からだ元気！こころ豊かに！健康長寿応援プロジェクト（P32）		取組内容	
まちづくりの重点課題[高齢者の生活の質の向上] 子どもから高齢者までの健康づくりを推進し、高齢期を迎えても元気に暮らしていける環境を創出する。				①地域における健康づくりの推進 ②生活習慣病（がん・糖尿病等）の発症予防・重症化予防の推進 ③認知症高齢者等対策の充実 ④地域で安心して暮らせる環境の充実 ⑤高齢者の社会参画の促進	
主な指標					
健康寿命（自立して健康に生活できる期間）	現状値（H22） 男 78.47 歳 女 83.16 歳	目標値（H29） 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加			
要介護認定を受けていない高齢者の割合	現状値（H23） 85.1%	目標値（H29） 現状維持			
高齢者がボランティア活動へ参加している割合	現状値（H22） 10.0%	目標値（H29） 13.0%			
プロジェクト3		“安全社会・安心生活”創出プロジェクト（P36）		取組内容	
まちづくりの重点課題[安全で安心な生活環境の創出] 日常生活における様々な危険や不安を減らし、安全で安心な生活環境を創出する。				①地域防災体制の強化 ②耐震化事業の推進 ③食の安全安心の推進 ④地域の防犯環境整備の推進 ⑤安全な交通環境整備の推進	
主な指標					
住宅の耐震化率	現状値（H23） 84.1%	目標値（H29） 90.0%以上			
老朽配水管更新率	現状値（H23） 71%	目標値（H29） 79%			
交通事故発生件数	現状値（H23） 2,535件	目標値（H29） 1,800件以下			
プロジェクト4		ひとや自然にやさしい“環境都市”実現プロジェクト（P40）		取組内容	
まちづくりの重点課題[環境調和型社会の構築] 市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践などによる“環境と調和したまち”を形成する。				①“もったいないうつのみや”の推進 ②緑豊かな宇都宮の推進 ③再生可能エネルギーの利活用の推進 ④ごみの資源化事業の推進 ⑤廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進	
主な指標					
家庭版環境ISO認定家庭数	現状値（H23） 1,661世帯	目標値（H29） 5,000世帯			
住宅用太陽光発電システム設置家庭数	現状値（H23） 4,196世帯	目標値（H29） 13,000世帯			
市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量	現状値（H23） 806g/日	目標値（H29） 725g/日			

※ 網掛け・太字のものは、現行計画から変更したもの

プロジェクト5	まちの骨格となる交通体系確立プロジェクト（P 4 2）		取組内容
まちづくりの重点課題[総合的な交通体系の確立] 総合的な公共交通体系の確立により、誰もが移動しやすい交通環境を創出する。			①新交通システム(LRT)の導入 ②バス路線の充実 ③地域内交通の充実 ④自転車のまち宇都宮の推進 ⑤既存鉄道の利便性向上の促進 ⑥スマート IC の整備
主な指標			
年間公共交通利用者数	現状値（H22） 3 0， 7 1 3 千人	目標値（H29） 4 0， 5 8 9 千人	
自転車走行空間の整備延長	現状値（H23） 1 4. 5 k m	目標値（H29） 3 0. 9 k m	
都市計画道路の整備率	現状値（H24） 6 7. 5 %	目標値（H29） 7 3. 1 %	
プロジェクト6	50 万都市の中核機能・交流機能強化、活力向上プロジェクト（P 4 6）		取組内容
まちづくりの重点課題[魅力ある拠点の創造] 「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成に向け、市民の暮らしや活動に合わせたさまざまな拠点を形成し、都市の活力向上を図る。			① J R 宇都宮駅周辺地区整備の推進 ②市街地再開発事業の推進 ③中心市街地の賑わいつくりの強化 ④魅力ある都市景観づくり事業の推進 ⑤岡本駅周辺地域整備の推進
主な指標			
人口集中地区（DID）人口	現状値（H22） 3 8 4， 5 8 3 人	目標値（H29） 3 9 2， 0 0 0 人	
都市拠点(市内中心部)の通行量 (平日)	現状値（H23） 1 0 3， 8 8 0 人	目標値（H29） 1 1 0， 0 0 0 人	
中心商業地の空き店舗数	現状値（H23） 1 2 3 店舗	目標値（H29） 1 0 0 店舗	
プロジェクト7	都市ブランド確立・アピールプロジェクト（P 4 8）		取組内容
まちづくりの重点課題[都市の個性づくりと発信] 本市が、独自の文化が薫る都市として、その個性を磨き上げ、全国にアピールするとともに、交流人口の増加を図る。			①都市のブランド化の推進 ②おもてなしのまち宇都宮の推進 ③地域資源を活用した戦略的観光事業の推進 ④プロスポーツを活用した地域の活力と都市の魅力の創造
主な指標			
宇都宮に愛着がある人の割合	現状値（H23） 6 3. 7 %	目標値（H29） 7 5. 0 %	
「来てよかった」、「また訪れたい」 と感じている来訪者の割合	現状値（H23） 4 4. 6 %	目標値（H29） 5 0. 0 %	
年間入込客数	現状値（H22） 1 3， 5 3 1 千人	目標値（H29） 1 5， 0 0 0 千人	

※ 網掛け・太字のものは、現行計画から変更したもの

プロジェクト8	高い志を持って、未来へ羽ばたく“宮っ子スピリット”養成プロジェクト（P50）			取組内容
まちづくりの重点課題[次代を築く人材の育成] 次代の宇都宮を築き、新しい価値を創造しうる幅広い視野を持った人材を育成していく。				①確かな学力の定着 ②豊かな心の育成 ③健やかな体づくりの推進 ④小中一貫教育・地域学校園の充実 ⑤特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実 ⑥子どもの芸術活動・伝統文化への支援 ⑦青少年の自主的活動の創出促進 ⑧学校教育支援の充実
主な指標				
学習内容定着度調査における正答率（中学校3年生の国語、数学、英語）	現状値（H23） 国語 80%以上 70.2% 50%未満 4.3% 数学 80%以上 70.1% 50%未満 13.1% 英語 80%以上 62.9% 50%未満 12.7%	目標値（H29） 国語 80%以上 74.0%、50%未満 3.0% 数学 80%以上 80.0%、50%未満 7.0% 英語 80%以上 79.0%、50%未満 6.0%		
いじめ解消率	現状値（H23） 96.9%	目標値（H29） 100.0%		
新体力テスト総合評価A段階の割合（中学3年生）	現状値（H23） 22.0%	目標値（H29） 22.3%		
プロジェクト9	産業力底上げ“未来産業創造”プロジェクト（P54）			取組内容
まちづくりの重点課題[産業力の強化] 社会経済のボーダーレス化・グローバル化などに対しても揺るぎのない、産業の持続的な発展を推進する。				①イノベーションが期待される産業の育成 ②企業集積、立地の促進 ③高度技術開発の促進 ④農業王国うつのみやの推進 ⑤産業を支える、多彩な人材の育成・確保
主な指標				
市内事業所数（製造業）	現状値（H22） 582社	目標値（H29） 640社		
認定農業者数	現状値（H24） 660経営体	目標値（H29） 780経営体		
起業家セミナー参加者数	現状値（H23） 72人	目標値（H29） 100人		
プロジェクト10	みんなでつくる“大好き地域”実践プロジェクト（P58）			取組内容
まちづくりの重点課題[地域が主体となったまちづくり] 「人と人とのつながり」や「地域の絆」の醸成、社会総ぐるみによる人づくりの推進により、地域が主体となったまちづくり活動を促進する。				①まちづくり活動主体の連携・協力の促進 ②自治会活性化の促進 ③地域が一体となったまちづくりの推進 ④地域で活躍する人材の育成 ⑤地域行政機関の機能強化
主な指標				
まちづくりセンター及びボランティアセンターの登録団体数	現状値（H24） 348団体	目標値（H29） 600団体		
自治会加入率	現状値（H24） 68.6%	目標値（H29） 70.0%		
地域まちづくり計画推進地区数	現状値（H24） 14地区	目標値（H29） 39地区		

※ 網掛け・太字のものは、現行計画から変更したもの

1. The first part of the document
describes the general situation
of the country and the
state of the economy.

2. The second part of the document
describes the state of the
economy and the state of the
economy.

3. The third part of the document
describes the state of the
economy and the state of the
economy.

第 5 次宇都宮市総合計画
改定基本計画（後期基本計画）
素案

平成 2 4 年 1 2 月

宇都宮市

< 目 次 >

第1章 策定の趣旨

第2章 総合計画の構成と基本計画の期間

- 1 総合計画の構成
- 2 基本計画の期間

第3章 社会経済の見通しと市民意識の現状

- 1 社会経済の見通し
- 2 市民意識の現状

第4章 時代潮流とまちづくりの重点課題

- 1 時代潮流
- 2 まちづくりの重点課題

第5章 まちづくりの目標

第6章 都市空間形成の方針

- 1 基本認識
- 2 基本方針

第7章 まちづくり戦略プロジェクト

第8章 分野別計画

第9章 計画の着実な推進に向けて

- 1 各施策分野における個別計画の策定
- 2 総合計画実施計画と行政評価、中期財政計画、予算の連携
- 3 指標を用いた計画の達成状況の把握

第1章 策定の趣旨

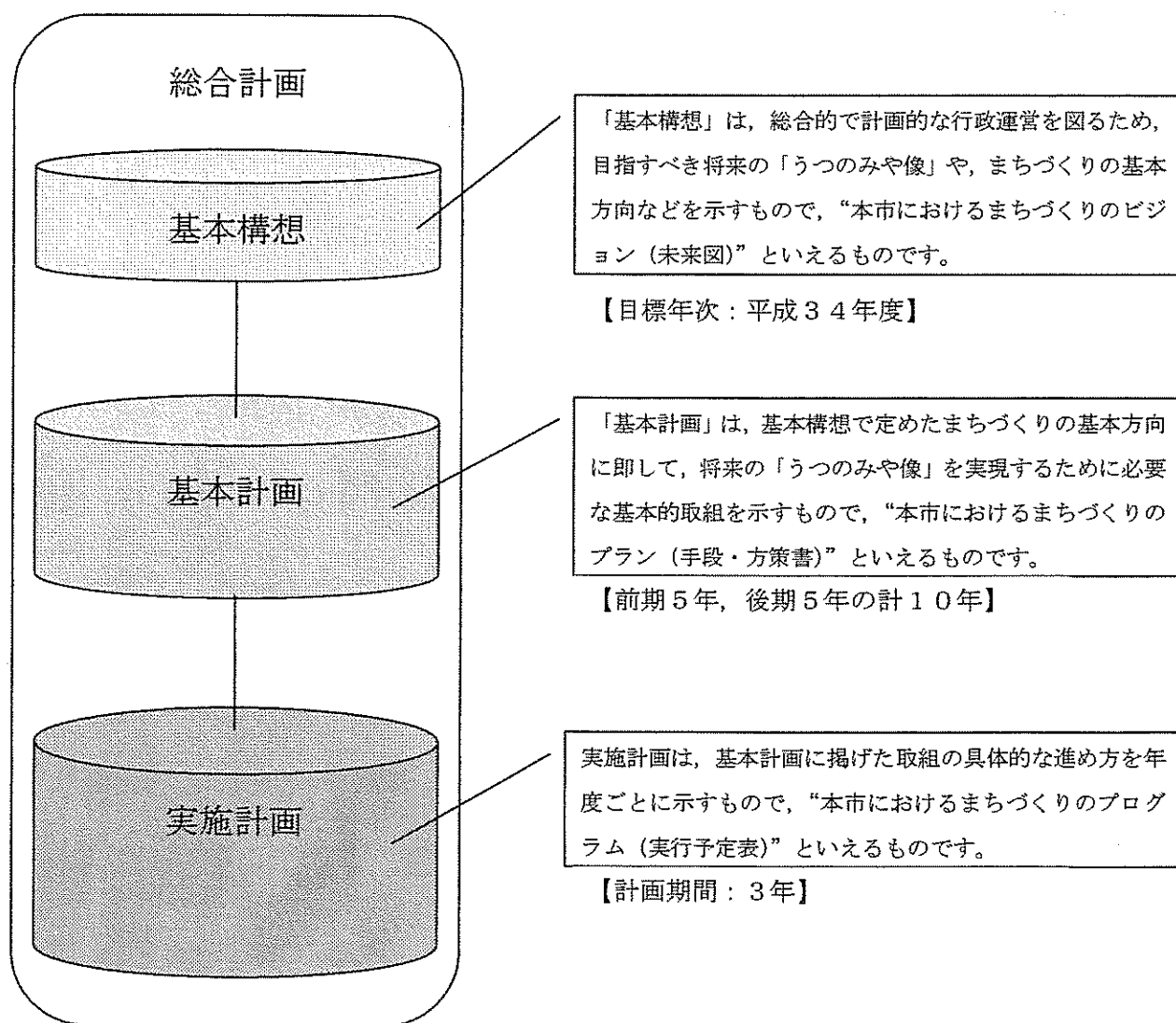
本市は、平成34年度を目標年次とする第5次宇都宮市総合計画基本構想に掲げる都市像「くらしいきいき まちキラキラ つながる人 ★ 夢のみや うつのみや」の実現に向け、平成20（2008）年度から基本構想に定めたまちづくりの基本方向に沿って、基本計画に取り組んできました。

平成24（2012）年度に基本計画の前期5年が終了することから、後期5年の計画の具体化を図るため、その改定を行うものです。

第2章 総合計画の構成と基本計画の期間

1 総合計画の構成

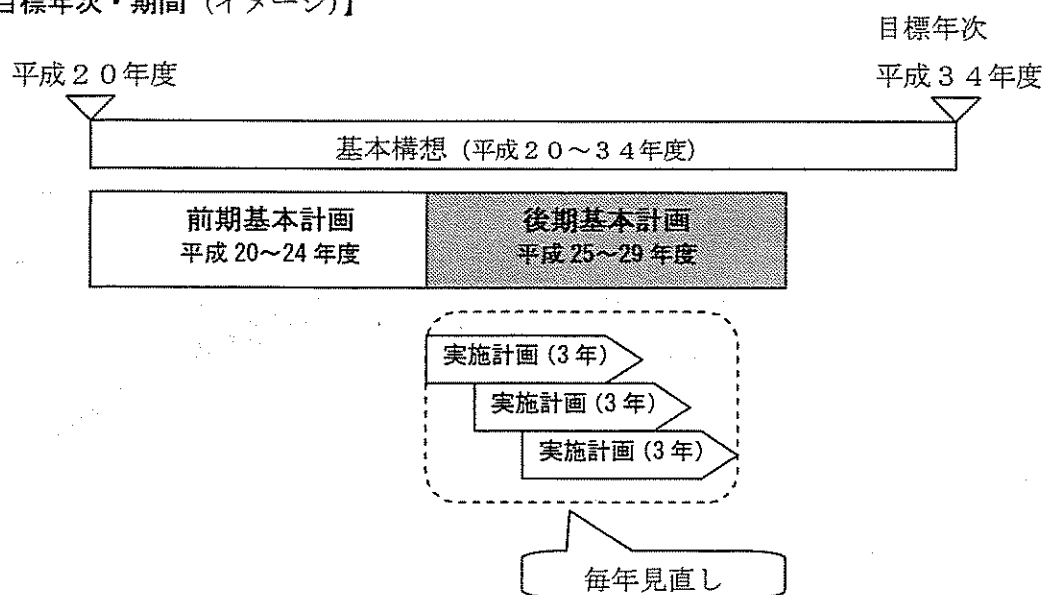
第5次宇都宮市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。



2 基本計画の期間

後期基本計画の期間は、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間とします。

【目標年次・期間（イメージ）】



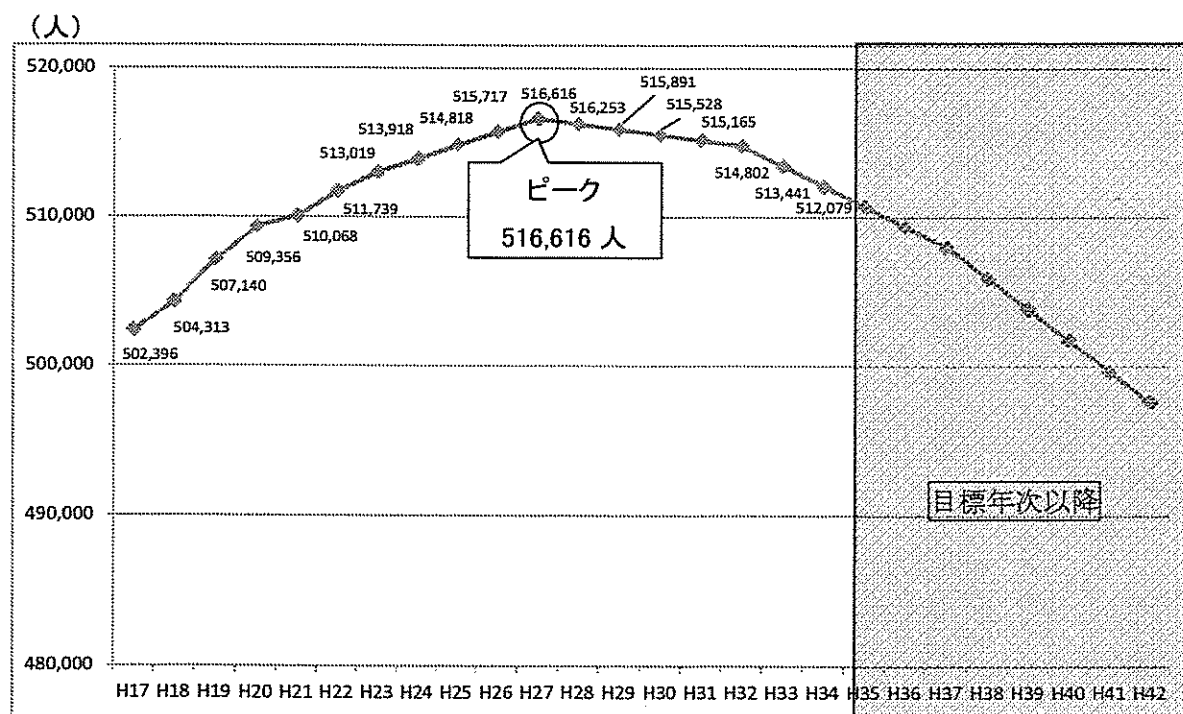
第3章 社会経済の見通しと市民意識の現状

1 社会経済の見通し

(1) 総人口

本市の総人口は、平成22（2010）年国勢調査では、511,739人となり増加が続いていますが、平成27（2015）年に、約51万6千人でピークを迎えた後、人口減少に転ずるものと見込まれます。

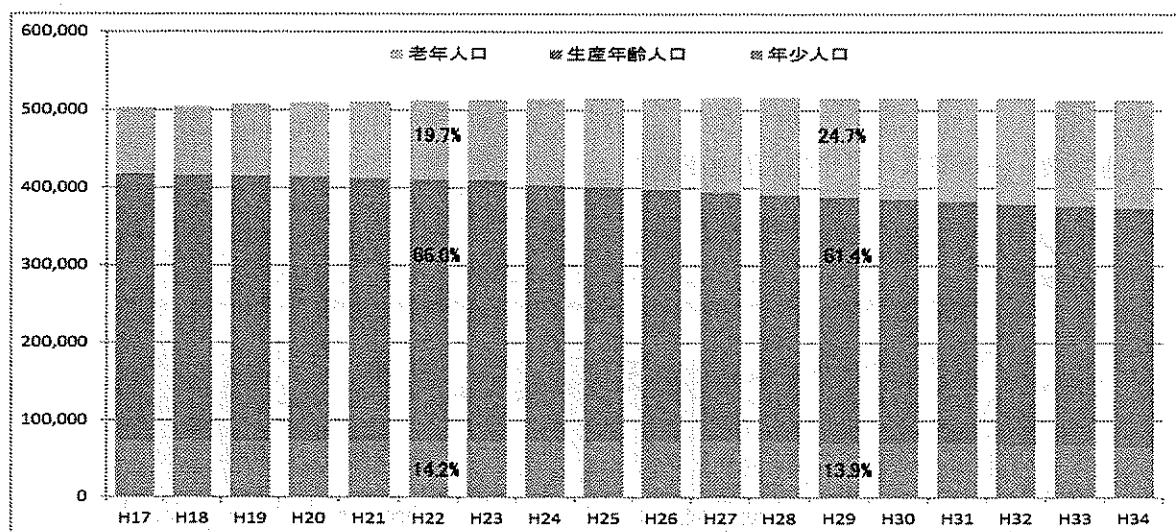
【総人口の推移】



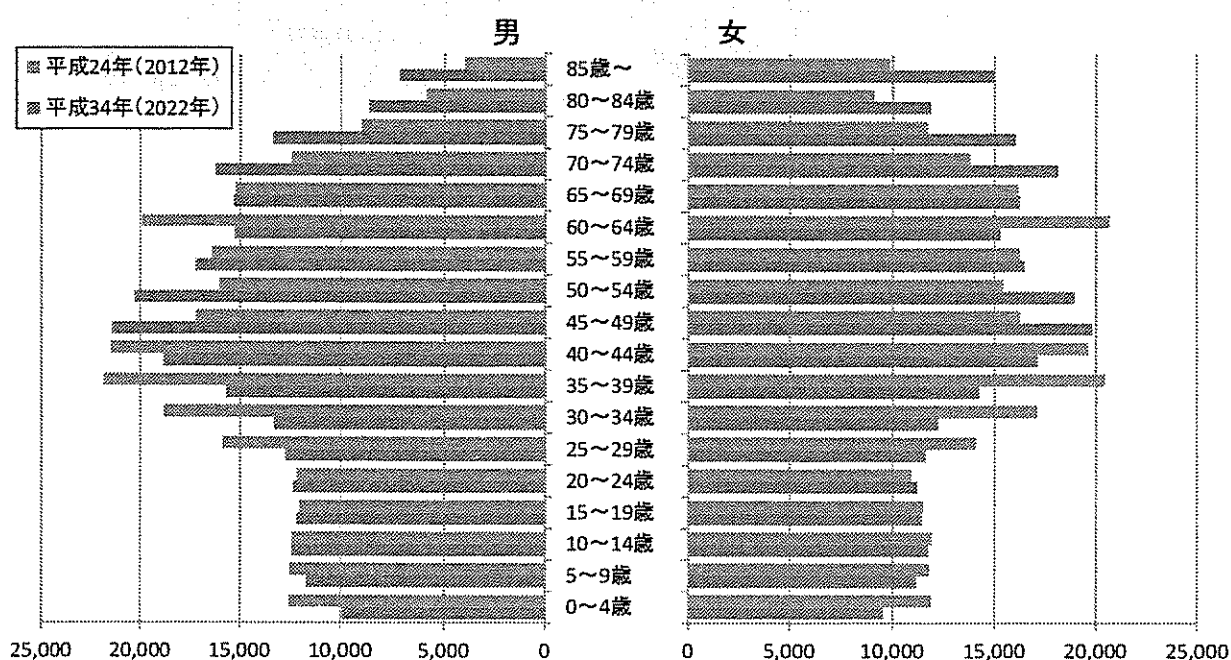
(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口は、少子・高齢化の進行により、老年人口（65歳以上）の構成比は、平成22（2010）年の19.7%から、平成29（2017）年には24.7%へ高まる一方で、年少人口（0歳～14歳）は、14.2%から13.9%へ、生産年齢人口（15歳～64歳）は、66.0%から61.4%へと、それぞれ構成比が低下するものと見込まれます。

【年齢別人口の推移】



【人口ピラミッド】

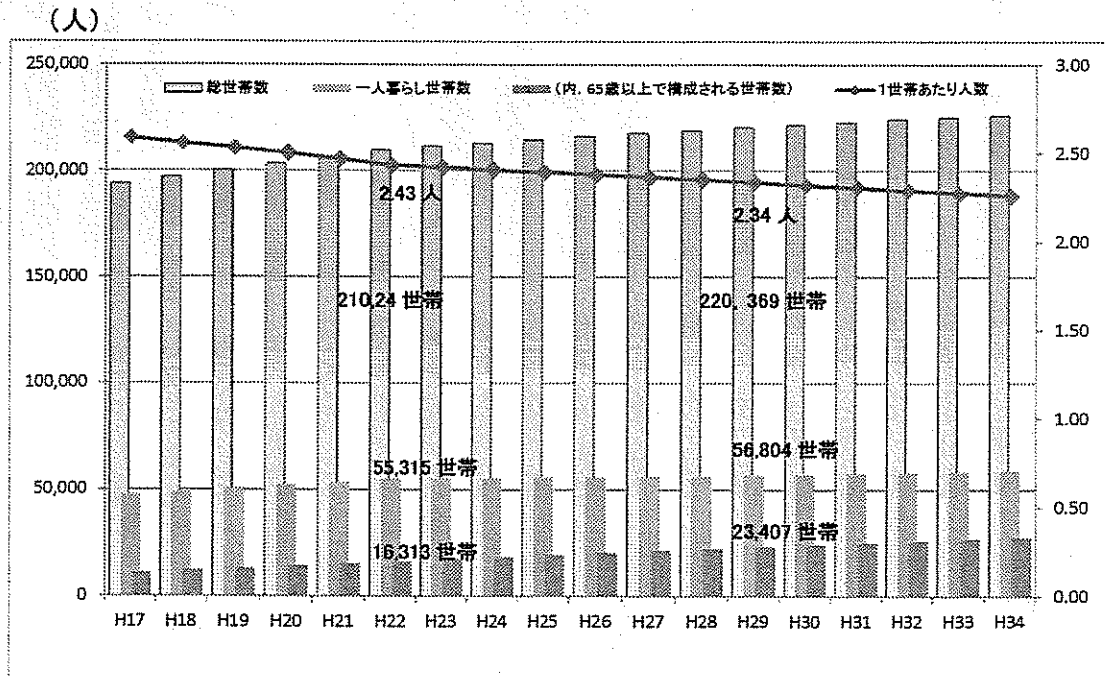


(3) 世帯数・一世帯当たり世帯人員数

本市の世帯数は、平成22(2010)年の210,240世帯から、平成29(2017)年には220,369世帯へと増加すると見込まれます。

また、一世帯あたりの人員数は、2.43人から2.34人へと減少することが見込まれます。このうち、一人暮らし世帯は、平成22(2010)年の55,315世帯から、平成29(2017)年には56,804世帯と増加し、特に、65歳以上の一人暮らし世帯は、16,313世帯から23,407世帯と約1.4倍に増加するものと見込まれます。

【世帯数・一世帯当たり世帯人員の推移】

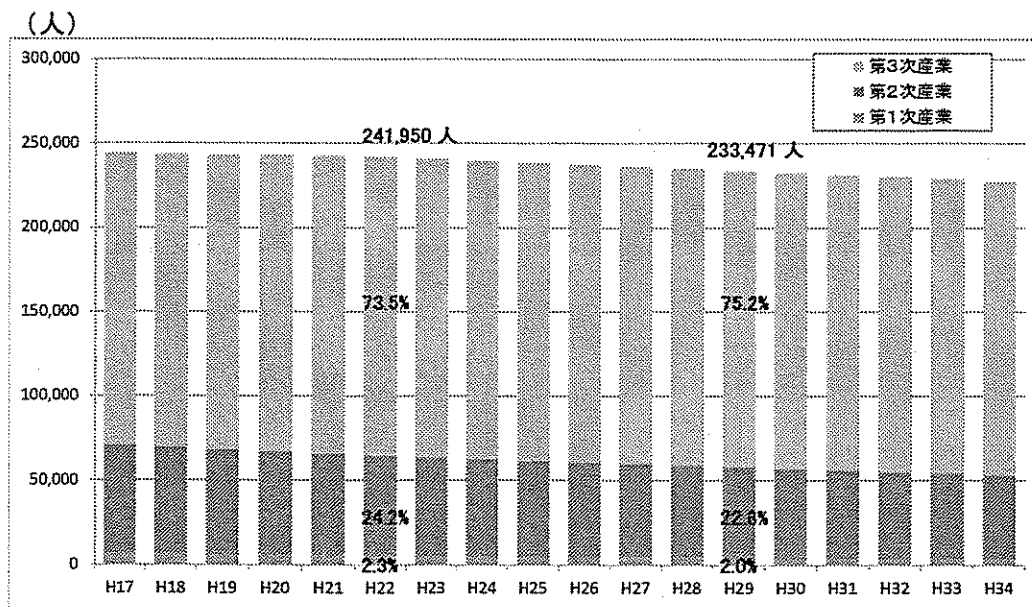


(4) 就業人口

本市の就業人口は、平成22(2010)年の241,950人から、平成29(2017)年には233,471人となり、全ての産業で減少するものと見込まれます。

また、産業別就業人口の構成比は、第1次産業では、平成22(2010)年の2.3%から、平成29(2017)年には2.0%へ、第2次産業は24.2%から22.8%へとそれぞれ微減し、第3次産業は73.5%から75.2%へと微増するものと見込まれます。

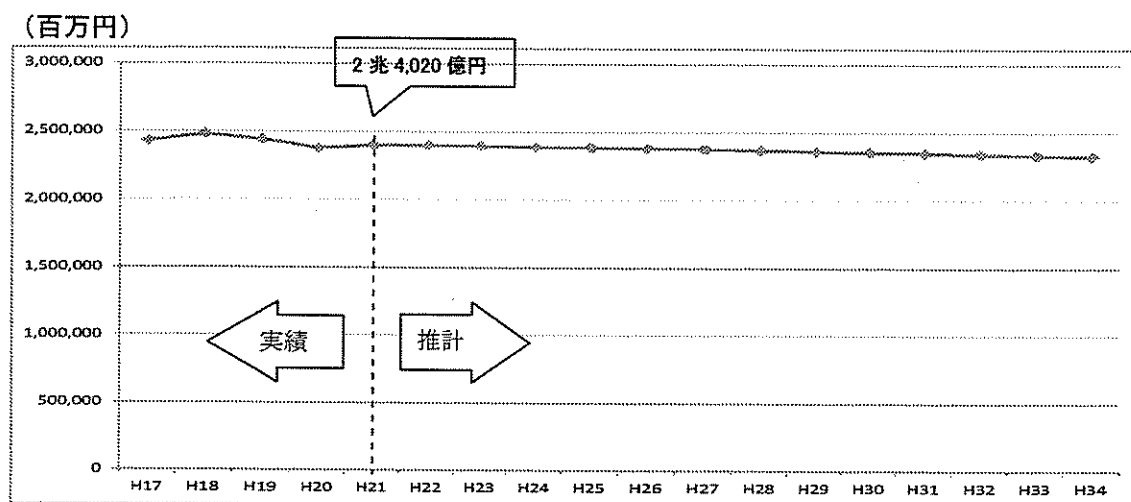
【就業人口・構成比の推移】



(5) 市内総生産

本市の市内総生産額は、平成21(2009)年には、約2兆4,020億円に達しましたが、今後は1人あたりの市民所得は同程度で推移するものの、就業人口の減少などに伴い、市内総生産額は、緩やかに減少するものと見込まれます。

【市内総生産の推移】



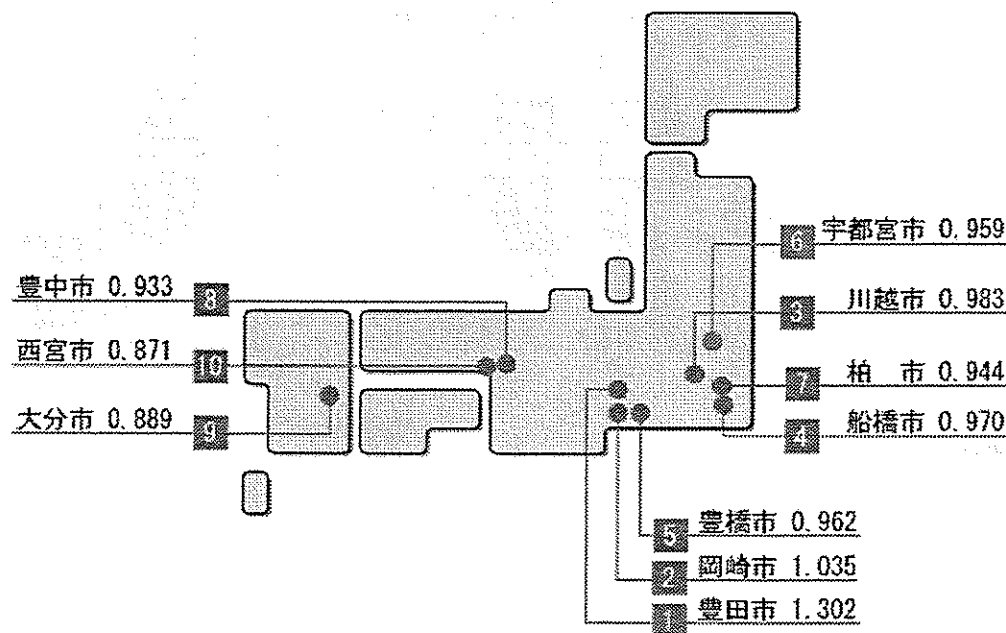
(6) 財政

全国の多くの地方自治体が、高齢化の進行による扶助費の増加、人口減少による産業・経済面での活力低下などに伴い、深刻化する財政状況の中で厳しい都市経営を余儀なくされています。

こうした中、平成23年度決算において、本市の財政力指数(※1)は、中核市41市中6位、経常収支比率(※2)は24位、自主財源比率(※3)は4位に位置しています。また、健全化判断比率・資金不足比率、いずれの指標においても、財政健全化法における健全化基準を下回っています。

今後も、歳入面においては、自主財源の根幹をなす市税の確保はもとより、広告収入など、新たな歳入の確保に取り組みながら、市政運営に必要な財源を確保し、歳出面においては、施策・事業の優先化・重点化を図るとともに、市債残高の抑制や基金の涵養などを着実に実行し、持続可能で健全性の高い財政運営に取り組んでいく必要があります。

【財政力指数ランキング（中核市）】

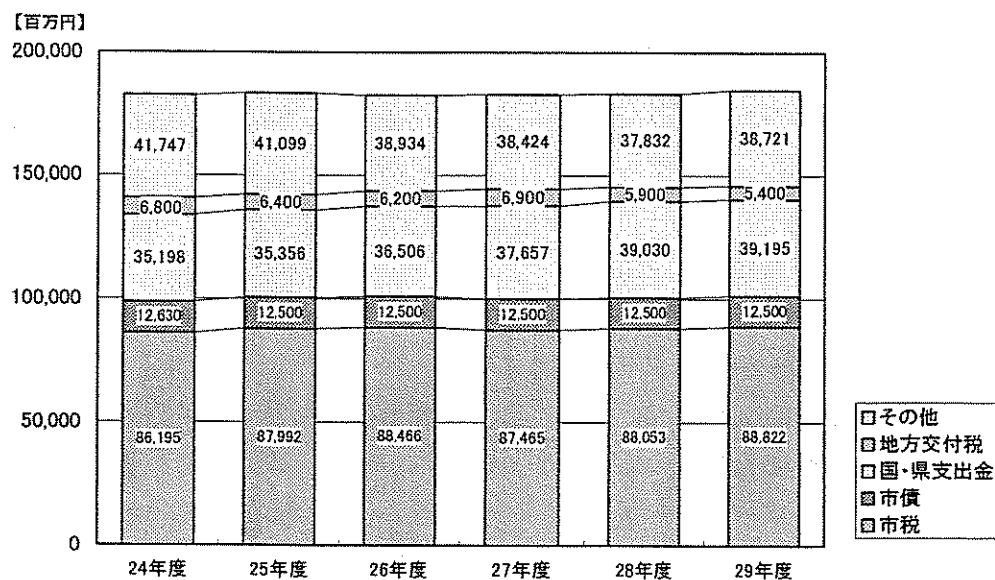


※1 財政力指数・・・地方交付税法の規定により算出される指数で、標準的な行政活動に必要な財源を、どれくらい自力で調達できるかを表すもの。

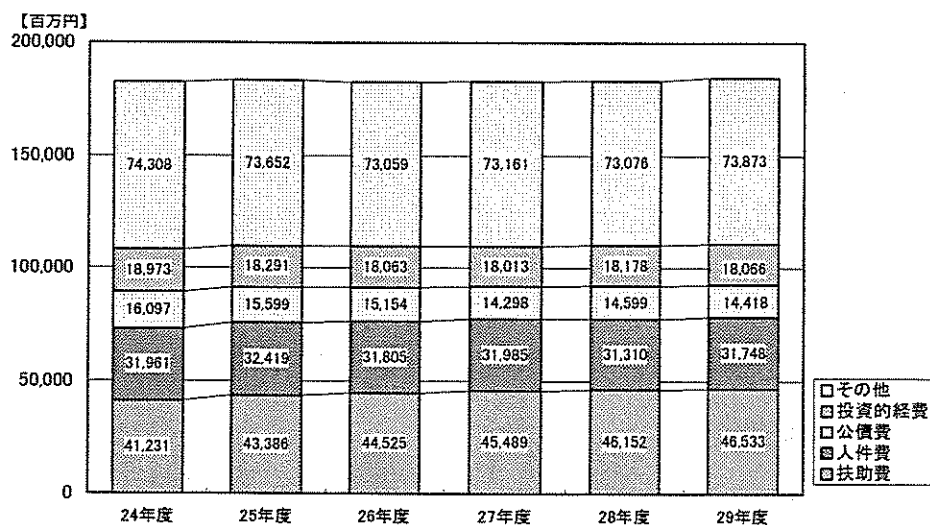
※2 経常収支比率・・・毎年度継続的に収入があり自由に使い方を決定できるお金（経常一般財源）のうち、どれくらいのお金が扶助費など、節減することが困難な経費（経常的経費）に使われているかを示す比率。

※3 自主財源比率・・・歳入全体に対する自主財源（市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入など）の占める割合であり、財政基盤の安定性や行政活動の自律性を確保するためには、この割合が高いことが望ましいとされる。

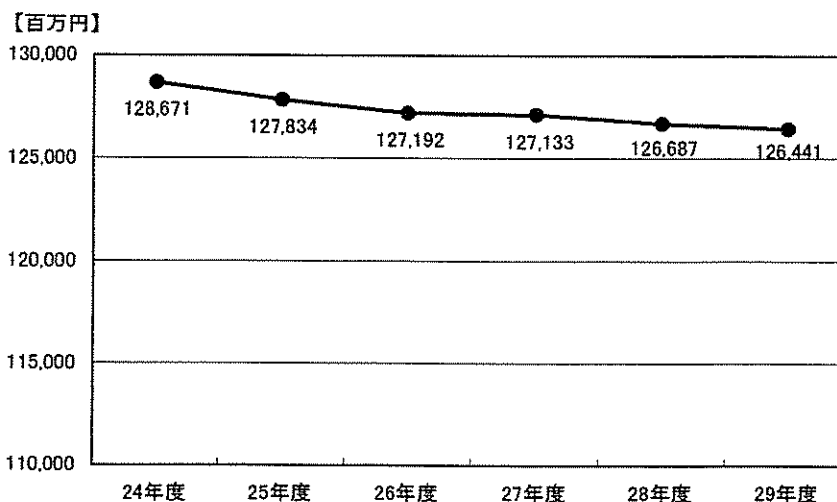
【収入の見通し】



【歳出の見通し】



【普通会計市債残高の見通し】



(平成24年7月策定「宇都宮市中期財政計画」より)

2 市民意識の現状

本市では、第5次宇都宮市総合計画基本計画の25の基本施策について市民の満足度を調査しています。その結果、基準年度（平成19年度）と比較した市民満足度は、11の基本施策（44.0%）が上向き、10の基本施策（40.0%）が同水準、4の基本施策（16.0%）が下向きとなっています。

【基本施策の満足度の推移】

施策の大綱（注） ：6	番号	大分類（基本施策） ：25	H19 （基準）	H20	H21	H22	H23	達成率	
			満足度	満足度	満足度	満足度	満足度	基準年度比 （H23-H19）	満足度の推移 （H19～23）
Ⅰ 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	1	保健・医療サービスの質を高める	40.3	41.8	48.6	53.0	56.0	15.7	→
	2	高齢期の生活を充実する	33.1	28.2	31.8	32.4	40.1	7.0	→
	3	障がいのある人の生活を充実する	20.3	14.8	15.6	19.0	22.9	2.6	→
	4	愛情豊かに子どもたちを育む	27.7	32.2	34.6	35.8	43.6	15.9	→
	5	都市の福祉力を高める	27.9	23.6	26.4	25.7	32.9	5.0	→
	6	日常生活の安心感を高める	33.3	37.9	43.6	48.9	48.9	15.6	→
Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	1	生涯にわたる学習活動を促進する	38.1	30.6	36.5	36.7	39.4	3.3	→
	2	信頼される学校教育を推進する	30.8	32.6	34.1	32.8	39.4	8.6	→
	3	個性的な市民文化・都市文化を創造する	35.4	30.1	35.6	35.5	36.4	1.0	→
	4	生涯にわたるスポーツ活動を促進する	30.0	30.2	28.4	29.1	31.1	1.1	→
	5	健全な青少年を育成する	17.5	14.0	14.4	15.9	21.9	4.4	→
Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	1	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	34.8	35.2	38.7	48.8	47.3	12.5	→
	2	良好な水と緑の環境を創出する	69.6	59.2	65.0	65.7	65.5	-4.1	→
	3	上下水道サービスの質を高める	67.2	58.9	66.8	68.6	68.2	1.0	→
	4	快適な住環境を創出する	55.5	59.6	62.0	52.8	56.6	1.1	→
Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活力と活力のある社会を築くために	1	地域産業の創造性・発展性を高める	22.1	14.3	13.6	13.6	16.5	-5.6	→
	2	商工業の活力を高める	22.0	14.2	10.8	7.8	12.9	-9.1	→
	3	農林業の付加価値を高める	28.4	18.1	25.4	24.8	27.5	-0.9	→
	4	魅力ある観光と交流を創出する	20.2	18.5	19.8	21.5	28.9	8.7	→
Ⅴ 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	1	機能的で魅力のある都市空間を形成する	30.8	31.5	34.0	32.3	32.1	1.3	→
	2	円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	30.6	30.3	32.4	30.9	31.2	0.6	→
	3	高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する	54.5	55.2	47.9	45.9	49.6	-4.9	→
Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	1	市民が主役のまちづくりを推進する	29.1	25.1	25.0	24.6	28.2	-0.9	→
	2	行政経営基盤を強化する	19.7	17.2	19.0	15.4	19.4	-0.3	→
	3	市民の相互理解と共生のこころを育む	32.8	28.7	27.2	30.5	32.4	-0.4	→

【注】・それぞれの市民満足度が「+2%より上の場合：基準年度より上向き」、「±2%以内の場合：基準年度と同水準」、

「-2%より下の場合：基準年度より下向き」とした。

・「そう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「そう思わない」、「わからない」の選択枝のうち、「そう思う」、「どちらかというと思う」市民の割合の合計を“満足度が高い”ものとする。

第4章 時代潮流とまちづくりの重点課題

1 時代潮流

第5次宇都宮市総合計画基本構想では、「少子・超高齢社会、人口減少の時代」、「地球環境問題の深刻化の時代」、「ボーダレス社会の進展の時代」、「人間回帰の時代」、「分権型社会の進展の時代」の5つを時代潮流の変化としてとらえています。

(1) 少子・超高齢社会、人口減少の時代

日本の総人口は、平成17年に戦後はじめてマイナスに転じ、人口減少時代が現実のものとなりました。また、20%を超える高齢化率は、今後も上昇を続けると見込まれ、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、その構成比を高めていく傾向にあります。さらには、「超少子化国」と呼ばれる水準となった合計特殊出生率や、今後も減少傾向が続くと見込まれる年少人口などから、一層、少子・高齢化が進行することが予測されます。

こうしたことに伴い、労働力人口の減少や社会保障費の増大がさらに深刻化する一方で、豊富な経験、知識、社会への貢献意欲を持った高齢者も増加します。

このため、子どもについては、子育て、子育て環境の充実がますます必要になるとともに、高齢者については、“支えられる世代”というこれまでの固定観念にとらわれず、いわゆる「アクティブシニア」の人々が、地域づくりの主役の一人として活躍できる環境づくりが重要になるなど、子どもから高齢者まで、健康で快適に生き生きと暮らせる社会環境づくりを進めていくことが求められます。

また、都市づくりについては、既にある社会資本の有効活用を図るとともに、まちの魅力づくりや高度な都市機能の集積などにより、人々が集い、活発に交流する、人口減少時代にあっても揺るぎのない、持続的な発展が可能な都市を形成することが求められます。

(2) 地球環境問題の深刻化の時代

20世紀の社会経済は、先進国において物質的な豊かさをもたらしましたが、温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や、大量生産・大量消費による地球資源の枯渇などの地球環境問題をも生み出し、それらへの対応は、国際的な課題として、今後ますます大きなものとなっていきます。また、これらの問題は、市民の日常生活や事業者の活動などとも深く関わっていることから、地域レベルでの取組の強化も、一層大きな課題と

なっています。

このため、行政のみならず市民や事業者が、身近な暮らしや活動の中で地球規模での環境問題をとらえ、一人ひとりがその当事者として、地球環境問題の解決を強く意識し、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止や、3Rの推進による「循環型社会」の構築に向けて、ひとや環境にやさしい交通システムや都市構造への転換など、あらゆる分野において継続的・横断的な取組を実践することで、恵み豊かな自然環境を守り維持して、将来世代に引き継いでいくことができる「持続可能な社会」を形成することが求められます。

(3) ボーダレス社会の進展の時代

近年、市民や事業者の活動はますます広域化しており、こうした状況に対応できる都市を築いていくためには、現在の行政区域の枠を越え、広域的な圏域における各自治体の機能分担を視野に入れたまちづくりの重要性が増してきます。また、経済構造や雇用形態など社会経済の面でも、一層ボーダレス化が進んでいきます。

特に情報技術の革新は、市民の暮らしや事業者の活動、さらには都市のありように大きな影響を与え、地球規模での多様な交流を促進する情報通信ネットワークは、場所や時間にとらわれない、新しい生活様式や社会経済活動を可能にしています。

また、中国等、アジア経済の台頭やバイオテクノロジーなど新技術の開発は、世界的な規模で影響を与え、それらは国境を越え、地域産業にも波及していきます。

さらには、世界的な人口増加や開発途上国の経済発展等に伴う農作物の需要拡大、水資源の不足などにより、国際的な食料問題が顕在化する中、国内や地域内における食料自給率の向上が求められるなど、地域産業としての農業の位置付けは、ますます重要性を増していきます。

このため、情報通信基盤の整備による市民生活の利便性の向上や産業面での知的生産性の向上、さらには、地域産業としての商・工・農林業の基盤や競争力の強化など、社会経済におけるボーダレス化への対応が求められます。

(4) 人間回帰の時代

心の豊かさを重視する成熟社会においては、市民の価値観は多様化し、自らがそれぞれの生活様式に応じた「もの」や「サービス」を選択し、余暇活動や学習活動にいそしむなど、「生活の質の向上」に対する欲求がさらに高まっています。

一方、社会においては、自己利益の追求や社会的なつながりの希薄化など、「社会」より「個人」を重視する傾向が強まる中、改めて、他人への思いやりや社会との協調が重要視されています。このことは今、家庭や地域社会での「きずな」の大切さが改めて注

目されていることとも密接に関係しており、こうした温かで人間的な「つながり」、「きずな」を再生することが、子育てや子育ての問題、高齢者への対策、地域の安全・安心の確保など、さまざまな地域課題に対応していくうえでの重要な要素となっていきます。

また、都市のあり方においても、これまでの経済性・効率性の追求がもたらした“画一的なまちづくり”への反省から、都市が人間の営みの場としてとらえ直され、「生活の質の向上」を基本として、潤いや個性を重視する方向へと変化しています。

このため、個人や団体、組織、地域コミュニティ等における「きずな」や「信頼関係」、さらには、「人間関係」等の社会的ネットワーク、いわゆる「社会関係資本」（ソーシャルキャピタル）を形づくり、日常生活におけるさまざまな問題や地域の課題に対応していくことが求められます。

また、環境との調和のもと、地域の特性を生かした都市アメニティが作り出され、市民の郷土への愛着や誇りを培う都市の文化を備えている、成熟した「まち」、人々が社会とのつながりを持ちながら多様な価値を認め合い、互いに助け合える「まち」、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい、人間の身の丈に合った「まち」など、「ひと」を中心に据えた都市づくりが求められます。

（５） 分権型社会の進展の時代

地方自治においては、自治的活動の主な担い手であるコミュニティ組織、さらにはボランティア団体やNPOなどの市民活動組織が、社会的要請や役割の拡大などから、「公共」の領域を担う主体の一つとして、ますますその活躍の場を広げています。

そうした中で、まちづくりの各主体が、適切な役割分担のもと、互いに連携・協力し合うパートナーシップによるまちづくりが一層重要となっています。

また、「地方自治体」においては、自主・自立を基本に、自らの判断と責任のもと、地域の活力や力強い活動を維持・向上させるとともに、各々の創意工夫によって、地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことがますます重要となっています。

このため、パートナーシップの前提となる情報の共有化や、活動環境の充実など、市民自治の充実・強化にこれまで以上に力を注ぐとともに、地方分権改革のさらなる進展や、国や地方の役割分担の抜本的な改革として、自立的で活力のある地方圏の実現を目指す「道州制」導入の議論などを視野に入れながら、自治能力のさらなる向上を図り、ますます高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくことが求められます。

また、北関東の中核都市、首都圏における主要都市の一つとしてふさわしい、高度な都市機能、広域的な圏域での拠点性や中枢性、独自の文化を備えた、魅力や風格あるまちづくりが求められます。

□後期計画期間中に顕著になると考えられる社会潮流の変化

- ・ 本市の人口は、平成27年（2015）年頃をピークとし、人口減少局面へ突入します。また、生産年齢人口は減少傾向にあり、その一方で高齢者数の増加、子どもの絶対数の減少など人口構造が変化し、地域の活力の低下が懸念されます。

このようなことから、高齢者が元気に安心して生活でき、地域の活力維持の担い手として活躍できる環境づくりや、仕事と家庭が両立でき、安心して子どもを生み育てられる環境づくり、さらには、安定維持が可能な福祉等の構築が求められます。

- ・ 本市は近年、単身世帯の割合が上昇傾向にあるとともに、未婚率についても上昇傾向にあり、家族や地域との関わりが変化し、地縁・血縁関係の希薄化や社会的孤立、地域コミュニティの活力の低下などが懸念されます。

このようなことから、市民や団体、企業、NPO、行政など、様々な主体がそれぞれの強みを生かして相互に補完し合いながら、社会的な課題に対応していくことや、共生の意識を持って良好な人間関係が構築できる、家族や地域を支える人材が求められます。

- ・ 本市の市内総生産は増加傾向にありましたが、平成20年から減少に転じています。さらに、本市の中心商業地においては、歩行者・自転車の通行量は減少傾向にあり、事業所数や売場面積の減少とあわせて、空き店舗が慢性的に存在するなど、地域産業を取り巻く状況が変化しています。

このようなことから、本市が持続的に発展していくため、高い生産性や付加価値、競争力などを生み出すことのできる産業やその担い手となる人材、賑わいや活力を生み出す交流人口・定住人口の増加が求められています。

- ・ 本市では、東日本大震災による市内の住宅や道路、公共施設などに大きな被害を受けた教訓などから、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる住環境の形成、災害にも強く、環境に配慮した都市基盤の形成などが求められています。

このようなことから、安全・安心で、環境にやさしい都市づくりが求められています。

2 まちづくりの重点課題

第5次宇都宮市総合計画基本構想では、これからの本市のまちづくりを進めるにあたっての重点課題として、「子育て支援の充実」、「高齢者の生活の質の向上」、「安全で安心な生活環境の創出」、「環境調和型社会の構築」、「総合的な交体系の確立」、「魅力ある拠点の創造」、「都市の個性づくりと発信」、「次代を築く人材の育成」、「産業力の強化」、「地域が主体となったまちづくり」を設定しています。

(1) 子育て支援の充実

少子化が進み、将来を担う世代の減少が懸念される中、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化、産婦人科医・小児科医の不足など、子育て環境がますます厳しさを増しており、子育てに関する市民ニーズも多様化しています。こうした社会環境を踏まえ、親の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子どもを生み育て、親もともに成長することができる環境を創出することが急務となっています。

(2) 高齢者の生活の質の向上

高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加に加え、地域社会で高齢者を支える連携体制が十分ではない中で、介護を必要とする高齢者が増加しています。その一方で、団塊の世代の大量退職に伴い、豊富な経験、知識、技術をもった高齢者が地域へ戻ってきています。こうした社会環境を踏まえ、高齢者が生きがいを持ち、自己実現を果たしながら、心豊かに元気に暮らしていけるよう、高齢者の生活の質の向上を図ることが急務となっています。

(3) 安全で安心な生活環境の創出

本市においても、刑法犯の認知件数が比較的多い傾向にありますが、一方で、市民の防犯意識は高まってきています。また、近年、災害や食の安全に関する問題が多発し、防災への関心や食の安全などに対する不安感が大きくなっており、対応力の強化が求められています。こうした社会環境を踏まえ、地域が一体となって、市民が心安らかに暮らせる、安全で安心な生活環境を創出することが急務となっています。

(4) 環境調和型社会の構築

地球規模の環境問題が一層深刻化している中で、ごみ問題や地球温暖化に対する市民の意識が高まってきています。こうした中で、日常生活や社会経済活動が地球規模の環境問題に大きく関わっていることや、日ごろの小さな取組の積み重ねが、大きな問題の解決にもつながることを、市民一人ひとりが強く意識して、環境に配慮した行動を主体的に実践する、環境調和型の社会を構築していくことが急務となっています。

(5) 総合的な交通体系の確立

高齢化の進行や環境問題の深刻化などから、クルマに過度に依存した社会からの転換が求められる中で、本市では、公共交通基盤が必ずしも十分に整備されているとはいえない状況にあります。こうした社会環境や持続可能な都市のあり方を踏まえ、誰もが移動しやすい交通環境を創出できるよう、公共交通ネットワークの構築を中心とした、総合的な交通体系を確立することが急務となっています。

(6) 魅力ある拠点の創造

本市は、歴史的・地理的条件により、古くは日光街道と奥州街道の「追分の地」として栄え、現在に至るまで、交通の要衝都市として発展してきており、国土幹線として東西軸を形成する北関東自動車道も、間もなく前線開通を迎えます。都市の個性の創出や地方都市の活力の向上が求められる中で、こうした恵まれた条件や社会環境を生かし、50万都市にふさわしい、人・もの・情報が活発に交流する高度な都市機能を備え、広域的な中心性や中枢性をさらに高めた、魅力と活力のある拠点を形成することが急務となっています。

(7) 都市の個性づくりと発信

本市には、歴史的な価値を持つ建造物、伝統文化や美しい自然、郷土食など、誇るべき固有の地域資源が数多く存在しています。それぞれの都市や地域が、その魅力や創意工夫を競い合い高め合う、都市間競争がますます激しくなる中で、本市固有の“財産”や地域特性のなどを生かし、独自の文化を創出し、都市としての個性を磨き上げ、全国にアピールしていくことが急務となっています。

(8) 次代を築く人材の育成

複雑・多様化する社会経済環境において、より高度で専門性の高い人材が求められる傾向にある中で、本市では、教育環境や学習機会、地域の教育力を生かす仕組みが充実しています。こうした社会環境を生かし、次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材を育成していくことが急務となっています。

(9) 産業力の強化

産業構造の変化や情報・知識に価値を置く社会の到来など、産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市では、高度技術産業の集積などを特徴とした工業をはじめ、商業、農業がいずれも高い水準でバランス良く展開されています。こうした社会経済環境を生かし、地場産業や中小企業など、既存産業の育成・活性化に加え、広域的な連携も視野に入れ、新たな産業や先導的な産業を創出していくなど、社会経済のボーダレス化に対しても揺るぎのない産業基盤を確立することが急務となっています。

(10) 地域が主体となったまちづくり

地域コミュニティが希薄化し、地域での教育力や生活環境の安全、安心感の低下など、さまざまな問題が指摘される中で、本市では、地域主体のまちづくりを進めるための、施設や仕組みが整いつつあり、市民の地域コミュニティ意識も高まっています。こうした社会環境を生かし、地域内分権を進め、地域の人材や資源を十分に活用した、地域が主体となったまちづくり活動を促進することが急務となっています。

第5章 まちづくりの目標

第5次宇都宮市総合計画基本構想では、まちづくりの重点課題が解決された状態を「市民」、「まち」、「まちづくりの基礎」という三つの視点から整理し、「まちづくりの戦略ターゲット（15年後のまちの状態）」として設定しています。

① 輝く希望と笑顔あふれた **みんなが幸せに暮らせるまち**

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・家庭や地域社会の中で、安心して子どもを生み育てられ、子どもたち自身も、心身ともに健やかに育っています。
- ・高齢者が健康で生きがいをもち、生き生きと暮らしています。
- ・市民が安全な地域社会の中で、安心して日常生活を送っています。
- ・誰もが自由に交通手段を選び、行きたいところへ快適に移動しています。
- ・市民が、日常生活の中で環境に配慮した行動を実践し、貴重な自然環境や快適な生活環境が守り伝えられています。

② 独自の存在感と風格を備えた **みんなに選ばれるまち**

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・新たな文化や観光が創出され、都市としての存在感が増し、本市のイメージが高まっています。
- ・人・もの・情報が活発に交流し、本市の魅力と活力が高まっています。

③ まちづくりの仕組みが整い、

みんなでまちをつくる活力にあふれた **持続的に発展できるまち**

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・人間力の高い人材が、さまざまな分野で活躍しています。
- ・既存産業の活性化が図られるとともに、次世代をリードする新たな産業が創出され、産業都市として発展を続けています。
- ・地域のコミュニティが十分に機能し、地域住民が一体となって地域の課題を主体的に解決していける、市民自治が根ざした地域社会が形成されています。

そして、「まちづくりの戦略的ターゲット」に到達したときの宇都宮市の姿を「将来のうつのみや像（都市像）」として描き、市民・事業者・行政など、全ての構成主体がパートナーシップによって、その実現を目指していきます。

まちづくりの重点課題

- ① 子育て支援の充実
- ② 高齢者の生活の質の向上
- ③ 安全で安心な生活環境の創出
- ④ 環境調和型社会の構築
- ⑤ 総合的な交通体系の確立
- ⑥ 魅力ある拠点の想像
- ⑦ 都市の個性づくりと発信
- ⑧ 次代を築く人材の育成
- ⑨ 産業力の強化
- ⑩ 地域が主体となったまちづくり

まちづくりの戦略的ターゲット（将来のまちの状態）

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| ① 輝く希望と笑顔にあふれた | みんなが幸せに暮らせるまち |
| ② 独自の存在感と風格を備えた | みんなに選ばれるまち |
| ③ まちづくりの仕組みが整い、
みんなでまちをつくる活力にあふれた | 持続的に発展できるまち |

都市空間の姿 「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」

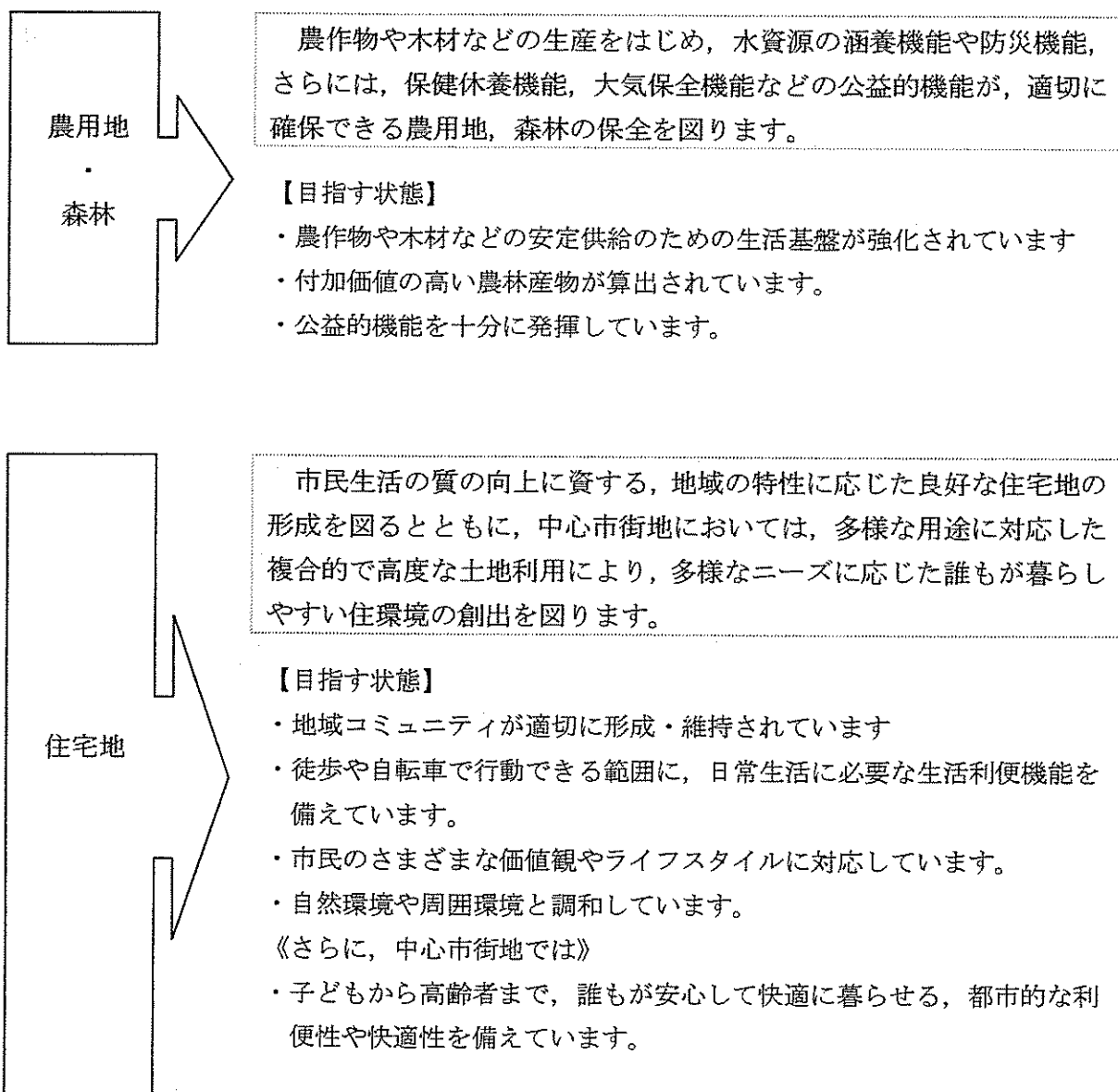
将来のうつのみや像（都市像）

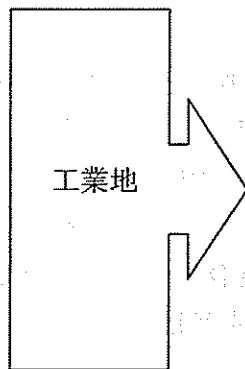
くらしいきいき まちキラキラ つながる人★夢のみや うつのみや

2 基本方針

(1) 土地利用の適正化

「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、土地利用に当たっては「生産性と公益的機能が確保された農用地・森林の保全」、「市民生活の質の向上に資する住宅地の形成」、「広域的な都市圏の発展をリードする工業地の形成」、「生活圏における個性的な商業・業務地の形成」、「誰もが暮らしやすい住環境を整え、本市の中核性・存在感の向上につながる高度な都市機能の受け皿となる中心市街地の形成」を図るとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し「土地利用の適正化」を図ることにより、都市的機能と自然環境が調和する土地利用を目指します。

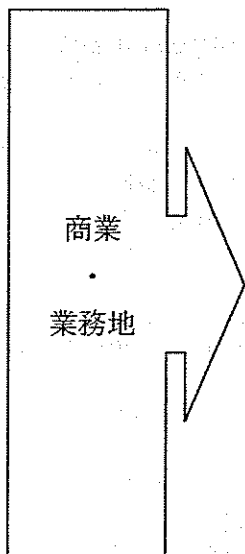




広域的な都市圏の発展をリードする、環境にも配慮した工業地の形成を図ります。

【目指す状態】

- ・工業生産に必要な用地が確保され、既存産業の再生・強化や新産業・先導的産業の創出、企業進出のインセンティブとなる機能や環境を備えています。
- ・周辺機能との調和や環境保全等への配慮がなされています。



地域の自然的・社会的特性を踏まえながら、生活圏などにおいて、個性や特色のある商業・業務地の形成を図るとともに、中心市街地においては、本市の中核性や存在感の向上につながる高度な都市機能の集積の受け皿として、商業・業務地の形成を図ります。

【目指す状態】

- ・地域コミュニティや日常生活の核としての機能を備えています。
- 《さらに、中心市街地では》
- ・都市の個性や魅力を生み出す多様な交流の中心地となっています。
- ・都市文化の創造と発心の拠点となっています。
- ・高度な都市機能（行政、教育、文化・芸術、情報、商業、交通、医療・福祉、アミューズメントなどの機能）を備えています。

(2) 拠点化の促進

「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、中心市街地はもとより、産業・観光拠点や、既に形成されている地域拠点、生活拠点または生活圏など、都市機能の集積している既存の拠点や核などの有効活用や、必要に応じて、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、拠点性の高いエリアの拠点化の促進を図ります。そして、それぞれの拠点における機能や役割分担の明確化と拠点の規模の適正化を図り、そこでの都市機能の質や機能性を高め、全市的な視点から、「拠点化の促進」を目指します。

拠点	形成方針
都市拠点	・行政、教育、文化・芸術、情報、商業、交通、医療・福祉、アミューズメントなど高度な機能が高密度に集積する、本市における中枢拠点、広域的な交流や賑わいを創出する拠点の形成を図る。 ・複合的で高度な土地利用の促進や、低・未利用地の有効活用を図る。 ・本市の歴史・文化の発祥地として、本市独自の文化の創造・発展を牽引する、風格と魅力を備えた空間の形成を図る。 ・徒歩や自転車と公共交通の組み合わせなどにより、ひとや環境にやさしい移動の環境が整った、公共交通が重視された拠点の形成を図る。 ・子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に生活できる、多様なニーズに応じた良好な生活環境や、活気あふれる生活空間の形成を図る。 【中心市街地】
産業拠点	・高度な産業・研究開発機能や流通業務機能などが集積した機能性の高い産業空間の形成を図る。 ・幹線道路や公共交通などの利便性が高く、地域特性や周辺環境と調和した拠点の形成を図る。 【清原工業団地】【宇都宮工業団地】【河内工業団地】【瑞穂野工業団地】 【河内中小工場団地】【テクノポリスセンター地区】 【インターパーク地区】【宇都宮インターチェンジ周辺地区】
観光拠点	・地域資源、歴史や伝統・文化を生かした特色ある地域空間の創出を図る。 ・観光拠点として、公共交通の利便性ととも、自動車でのアクセス性に優れた拠点の形成を図る。 【大谷周辺地域】
地域拠点	・地域の特性と調和した商業・住居・文化・公的サービス・交通結節などの機能を備えた、自立性の高い拠点の形成を図る。 ・基幹公共交通や高規格道路などの利便性が高く、自動車とも共存できる拠点の形成を図る。 【雀宮駅周辺地区】【岡本駅周辺地区】【テクノポリスセンター地区】 【上河内中里周辺地区】
生活拠点 (生活圏)	・商業・住居・公共公益サービスなど日常生活に対応する都市機能を備えた拠点（圏）の形成を図る。 ・幹線公共交通によって円滑な移動が確保されるとともに、地域内交通や歩行環境・自転車利活用環境が整った拠点（圏）の形成を図る。 ・土地区画整理などの面的整備による生活基盤の整備改善を図る。

※【 】内は主要な拠点

(3) ネットワーク化の促進

「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、他圏域との広域的連携軸や、地域の拠点間における機能連携・補完のための軸を形成・強化するなど、「ネットワーク化の促進」を目指します。

□ 広域連携軸

本市が県都として、また北関東の中核都市として発展していくためには、近隣・近郊の都市はもとより、関東圏や東北圏における主要都市との連携を強化することが必要です。

このため、鉄軌道系の公共交通機関や高規格幹線道路（※1）、地域高規格道路（※2）の整備充実の促進など、大量輸送機関、高速交通基盤の整備・充実による「広域連携軸」の形成を図ります。

□ 機能連携・補完軸

本市のそれぞれの拠点が備える都市機能を踏まえた、高い機能性と快適性をもった都市の実現には、拠点相互の都市機能を連携・補完することが必要です。

このため、都市計画道路等の幹線道路や、各地域の実情に応じた地域内交通や各拠点への移動を円滑にする幹線公共交通の確保、交通結節機能が適切に配置された東西基幹公共交通による公共交通ネットワークの整備充実により、「機能連携・補完軸」の形成を図ります。

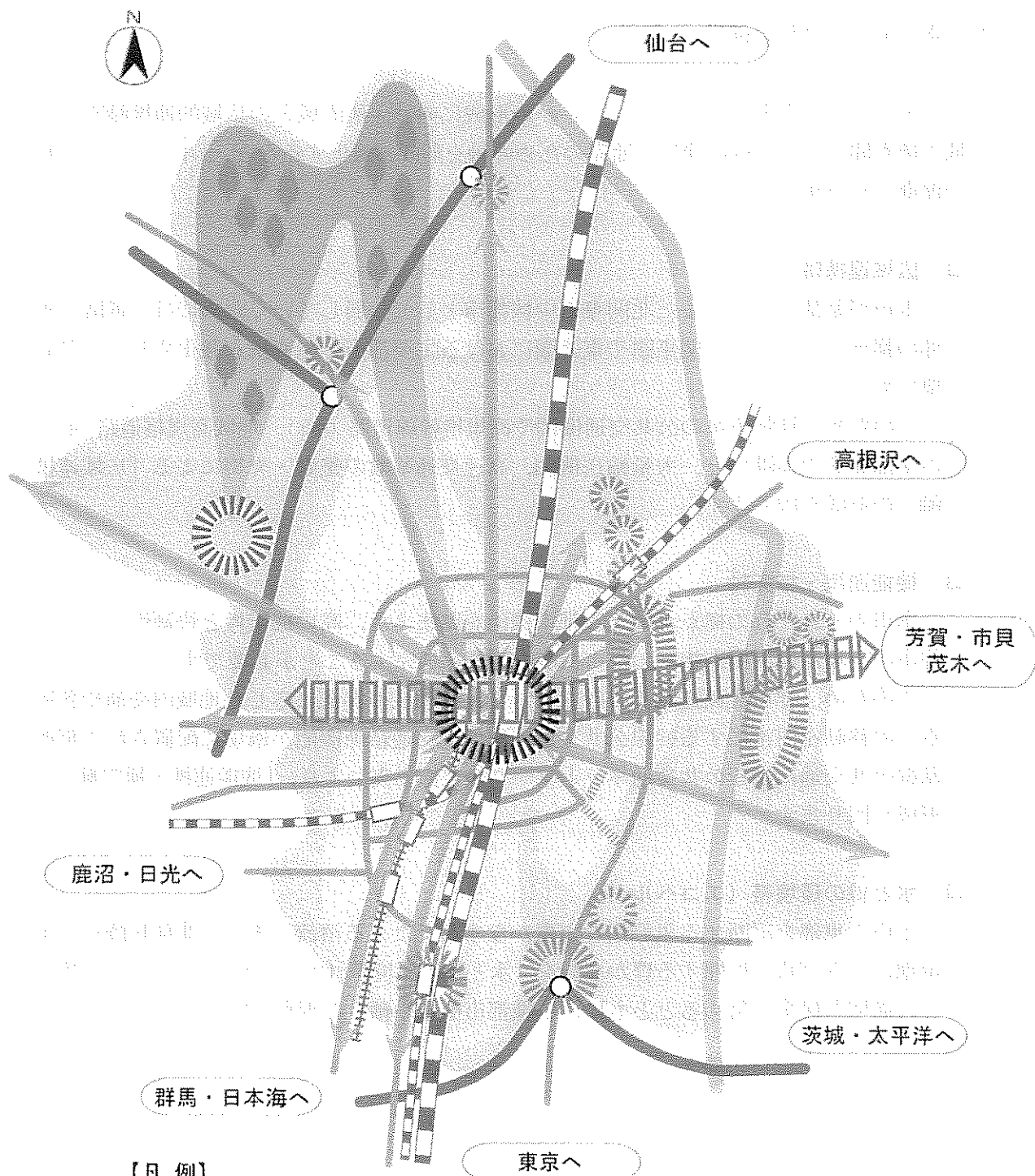
□ 水と緑の環境帯（エコベルト）

本市の東部を縦断する鬼怒川など豊かな水をたたえる清流、また、北部丘陵から市街地にくさび状に展開する豊かな緑を「水と緑の環境帯（エコベルト）」として位置づけ、適切な保全に努めるとともに、各種都市機能や軸との調和を図ります。

※1 高規格幹線道路・・・「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のことで、80～100km/hの走行サービスを提供する。

※2 地域高規格道路・・・高規格幹線道路と一体となって、規格の高い幹線道路ネットワークを形成する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を持ち、おおむね60km/hの走行サービスを提供する。

【 将来都市構造図 】



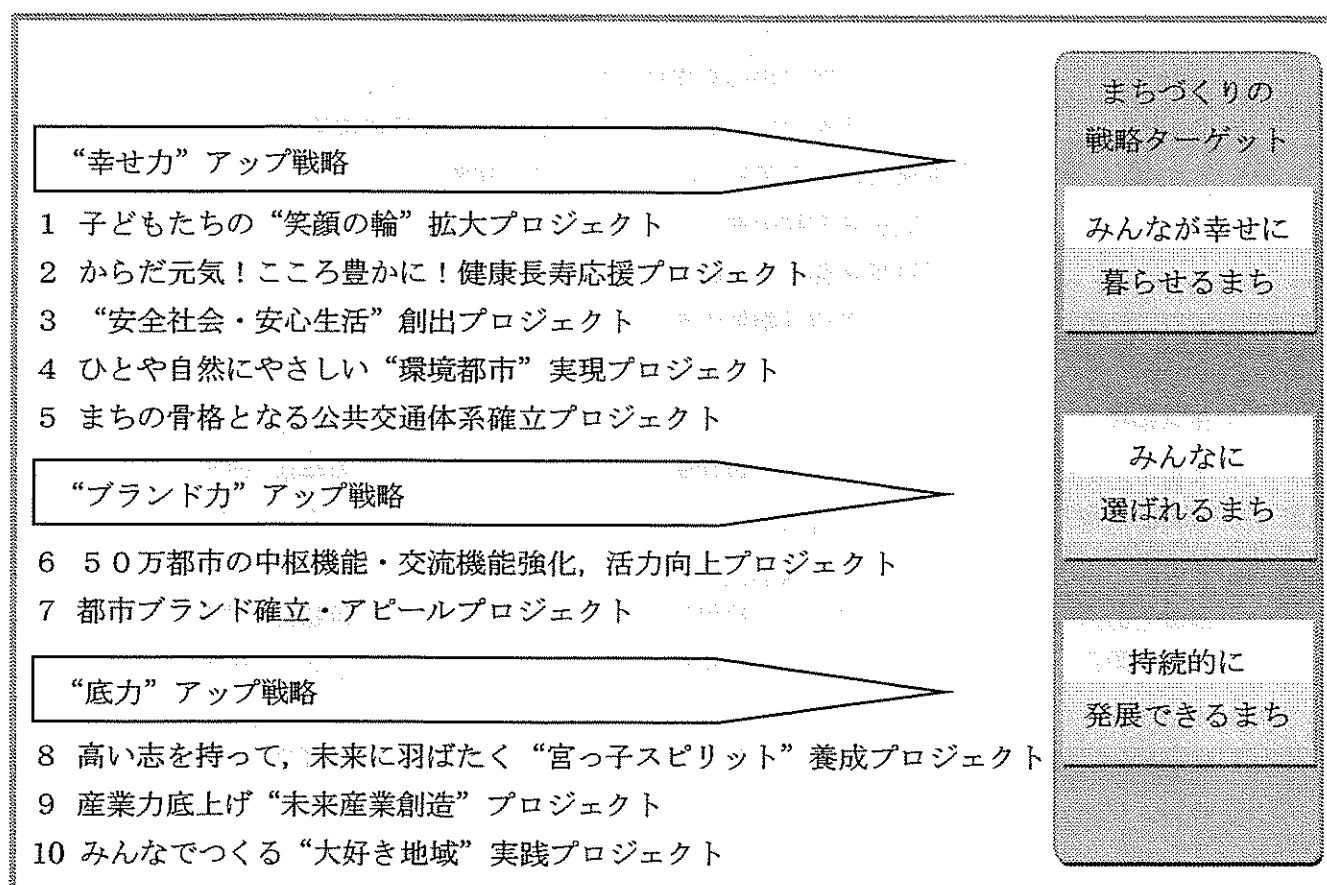
【 凡 例 】

都市拠点		広域連携軸	
産業拠点		機能連携・補完軸	
観光拠点		水と緑の環境帯(エコベルト)	
地域拠点			

第7章 まちづくり戦略プロジェクト

第5次宇都宮市総合計画基本構想に示す「まちづくりの重点課題」に対応するため、特に効果が高いと考えられる施策事業を「まちづくり戦略プロジェクト」として設定し、重点的に展開します。

また、「戦略的ターゲット（15年後のまちの状態）」への到達に向け、10の戦略プロジェクトを3つの戦略プランとして体系化します。



将来のうつのみや像（都市像）

くらしいいき まちキラキラ つながる人★夢のみや うつのみや

Project. 1

子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト

子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子どもを生み育て、親と子が共に成長することができる環境を創出するため、『子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト』を推進します。

取組の方向

- ①仕事と子育ての両立支援の充実
- ②妊娠・出産に対する支援、子どもの健康支援の充実
- ③地域における子育て・子育て支援の充実
- ④家庭教育支援の充実
- ⑤児童虐待発生予防の充実
- ⑥青少年の相談機能の充実

<主な指標>

子育てに不安や負担を感じている人の割合

現状値 (H21)
63.2%

目標値 (H29)
37.8%

地域での活動に取り組んでいる児童の割合（中学1年生）

現状値 (H23)
45.2%

目標値 (H29)
57.6%

児童虐待取扱件数に対する終結（※）件数の割合

現状値 (H23)
44.9%

目標値 (H29)
60.0%

※終結とは、長期間の指導支援が必要な虐待対応の中で養育環境の改善などにより再発の恐れがなくなり、継続的な状況確認や直接指導などを終了すること。

① 仕事と子育ての両立支援の充実	
基本施策 4-2-(2)	
事業目的	○仕事や子育ての両立を支援し、待機児童の解消を図るため、保育園や認定こども園等の整備を促進するとともに、公立保育園の民営化を推進する。 ○一般保育では対応できないさまざまな保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図る。
事業概要	◆保育所、認定こども園等の整備促進 ・拠点(基幹)保育所の整備 ・公立保育園民営化の推進 ・私立保育園の整備促進 ・認定こども園の設置促進 ・事業所内保育施設の設置促進 ◆ニーズに対応した保育サービスの充実 ・病児・病後児保育、一時預かり等の充実

② 妊娠・出産に対する支援、子どもの健康支援の充実	
基本施策 4-2-(1), 基本施策 3-2-(4)	
事業目的	○健康的・経済的不安などを取り除き、安心して子どもを生める環境をつくるため、妊娠・出産に対する支援の充実を図る。 ○子どもの健康づくりを支援するため、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減や健康診査等の支援策の充実を図る。
事業概要	◆妊娠・出産に対する支援の充実 ・妊婦一般健康診査の充実 ・不妊治療費助成の充実 ・妊産婦医療費助成の充実 ◆子どもの健康支援 ・こども医療費助成制度の充実 ・健康診査・栄養指導の充実 ・障がい児発達支援ネットワークの推進

③ 地域における子育て・子育て支援の充実

基本施策 4-1-(1)・(2), 基本施策 4-2-(1)

事業目的	○青少年のコミュニティの形成や自主性, 社会性を養い, 健やかな育成を図るため, 地域や関係団体と連携し, 身近な地域における青少年の居場所づくり事業の充実を図る。 ○放課後における児童の健やかな育成を図るため, 地域, 学校等と連携して児童の安全・安心な居場所を設けるとともに, 子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。 ○子育て家庭の育児不安の解消など, 地域における子育てへの支援を推進するため, 子育てサロンの充実, 機能強化を図る。
事業概要	◆青少年の居場所づくり事業の充実 ・指導者や見守り役など, 地域における人材の発掘・育成 ・青少年の異年齢交流や異世代交流, 体験機会の提供 ・居場所設置数の拡充 ・居場所の運営への中高生等の参画促進 ◆宮っ子ステーション事業の推進 ・「放課後子ども教室」と「子どもの家」の一体的な運営 ・子どもの体験・交流活動機会の提供 ・乳幼児の遊び場及びその保護者の交流機会の提供 ・活動拠点施設の整備 ◆子育てサロンの機能強化 ・地域における子育て家庭の交流の場の提供 ・子育て相談・情報提供等の充実 ・実施箇所の拡充

④ 家庭教育支援の充実

基本施策 8-2-(2)

事業目的	○家庭の教育力を向上させるため, 親学に関する事業を促進するとともに, 人材かがやきセンターや生涯学習センター等の連携により家庭教育支援の充実を図る。
事業概要	・親学の推進 ・家庭教育サポーターの養成 ・家庭教育に関する意識啓発事業の充実 ・保護者同士の交流促進事業の充実

⑤ 児童虐待発生予防の充実

基本施策 4-4-(1)

事業目的	○虐待の未然防止のため、関係団体・地域との連携強化や養育相談の充実、また、虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実を図る。
事業概要	・地域の見守り体制の整備 ・虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援 ・児童虐待防止の周知・啓発 ・養育に関する相談体制の充実

⑥ 青少年の相談機能の充実

基本施策 12-1-(3)

事業目的	○社会的自立に困難を抱えている青少年の自立を促進するため、総合的な相談事業の実施など、青少年の相談機能の充実を図る。
事業概要	・個別支援計画による継続性・一貫性のある支援 ・関係機関と連携による適切な支援

Project. 2

からだ元気！こころ豊かに！健康長寿応援プロジェクト

子どもから高齢者まですべての市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図り、高齢期を迎えても住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自己実現を果たしながら、心豊かに元気に暮らしていける環境を創出するため、医療・介護・福祉基盤や地域の関係機関と連携を図り、『からだ元気！こころ豊かに！健康長寿応援プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向 ➤
- ①地域における健康づくりの推進
 - ②生活習慣病（がん・糖尿病等）の発症予防・重症化予防の推進
 - ③認知症高齢者等対策の充実
 - ④地域で安心して暮らせる環境の充実
 - ⑤高齢者の社会参画の促進

<主な指標>

健康寿命（自立して健康に生活できる期間）

現状値（H22）
男 78.47 歳
女 83.16 歳

目標値（H29）
平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

要介護認定を受けていない高齢者の割合

現状値（H23）
85.1%

目標値（H29）
現状維持

高齢者がボランティア活動へ参加している割合

現状値（H22）
10.0%

目標値（H29）
13.0%

① 地域における健康づくりの推進

基本施策 1-1-(1)

事業目的	○地域社会全体で市民の健康づくりを支援するため、健康づくり活動組織を強化しながら、地域の健康づくり実践活動を推進する。 ○食生活の改善を図り、肥満や生活習慣病を予防するため、食育の実践を推進する。
事業概要	◆地域の健康づくり実践活動の推進 ・身近な場所での運動事業の充実・強化 ・地域における「健康づくり推進員」の養成・意識啓発活動 ・地域における健康づくり実践活動への支援 ◆食育の実践の推進 ・ヘルシー地産地消メニューの開発・普及 ・「宮っこ食育応援団」や「食生活改善推進員」など食育に関わる多様な取組主体との連携強化 ・出前講座や体験型イベント等の開催

② 生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進

基本施策 1-1-(2)

事業目的	○健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症予防とともに、合併症や症状の進展などの重症化予防対策を推進する。
事業概要	・受診しやすい健診体制の充実 ・健診データ等に基づく生活習慣病予防対策の推進 ・出前講座や各種講演会の開催等による健康教育の推進

③ 認知症高齢者等対策の充実

基本施策 2-2-(3)

事業目的	○認知症の方々やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進するとともに、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図る。
事業概要	・介護予防教室の充実 ・認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進 ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実

④ 地域で安心して暮らせる環境の充実

基本施策 1-2-(2), 基本施策 3-2-(1), 基本施策 5-1-(3)

事業目的	○高齢者や障がい者を含め、地域の誰もが安心して暮らせるようにするため、地域住民や福祉関係者が連携し、地域の実情に応じた福祉活動が展開できるネットワークの形成を支援する。 ○孤立死を防止するため、地域での見守り活動を推進するとともに、高齢者及び障がい者等の各種見守り事業を推進する。 ○市民が住み慣れた地域において、安心して療養生活を送ることができるよう、地域資源を活用し、医療と介護・福祉が連携した地域療養支援体制を整備する。 ○障がい者が適切に各種サービス等を利用できるよう、地域生活相談体制の充実を図る。
事業概要	◆地域福祉ネットワークの形成支援 ・災害時要援護者支援事業の充実 ・社会福祉協議会の地域活動の支援 ・高齢者・障がい者等の居場所づくり支援 ◆孤立死の防止対策の推進 ・地域や民間事業者による見守り活動の推進 ・関係団体や県との連携強化 ・高齢者、障がい者等の見守り事業の充実 ◆在宅医療を含む地域療養支援体制の整備 ・医療従事者と介護従事者の連携確保 ・在宅療養に関する市民への普及・啓発 ◆地域生活相談体制の充実 ・基幹相談支援センターを含めた総合的な相談体制の構築 ・自立支援協議会「相談支援部会」の取組強化

⑤ 高齢者の社会参画の促進

基本施策 2-1-(1)・(2)

事業目的	○高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍することができるよう、高齢者の社会参画の仕組みづくりを推進する。
事業概要	◆高齢者の社会参画の仕組みづくりの推進 ・社会活動への参加を促す仕組みづくり ・高齢者の外出支援 ・高齢者の就業支援 ◆高齢者の生きがいの促進 ・交流の場や交流機会の提供 ・学習・スポーツ活動・芸術活動の場や機会の提供

Project. 3

“安全社会・安心生活”創出プロジェクト

自然災害や事故，犯罪など，日常生活における様々な危険や不安を減らし，市民がやすらぎをもって暮らせる安全で安心な生活環境を創出するため、『“安全社会・安心生活”創出プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向 ➤
- ①地域防災体制の強化
 - ②耐震化事業の推進
 - ③食の安全安心の推進
 - ④地域の防犯環境整備の推進
 - ⑤安全な交通環境整備の推進

<主な指標>

住宅の耐震化率



老朽配水管更新率 (※)



交通事故発生件数



※平成19年度に策定された「老朽配水管布設替計画」において，本市の配水管約2,800kmのうち，老朽配水管に位置づけられた総延長35kmの配水管の更新率を示したもの。

① 地域防災体制の強化

基本施策 7-2-(1), 基本施策 9-2-(2), 基本施策 5-1-(3)

事業目的	○災害・防災に係る対応力を向上するため、随時、防災に役立つ情報提供を行うとともに、災害時等に迅速かつ正確な情報を市民等に提供できるよう、ICT等を効果的に利活用した情報伝達手段の確立を図る。 ○災害時の対応力を向上するために避難者が必要となる食糧や生活必需品などの備蓄体制の充実強化を図る。 ○自ら危険を予測し、回避できる能力を育成するために、防災教育を推進する
事業概要	◆ICT等を利活用した情報伝達体制の確立 ・災害時等における迅速かつ正確な情報提供の実施 ・防災・災害に関する情報提供手段の多重化 ◆備蓄体制の充実強化 ・一定の避難所に備蓄品を配備 ・備蓄数の確保 ・備蓄品目の充実 ◆防災教育の推進 ◆災害時要援護者対策の充実

② 耐震化事業の推進

基本施策 7-2-(2), 基本施策 9-4-(1), 基本施策 15-1-(2)・2-(3), 基本施策 16-2-(1), 基本施策 22-2-(3)

(新)

事業目的	○都市の防災性を強化するため、民間の建築物の耐震化を促進するほか、学校等の公共建築物の耐震化を推進する。
事業概要	◆民間住宅の耐震化の促進 ・耐震診断、耐震改修に対する補助の実施 ・市民に対する普及啓発の強化 ◆学校施設の耐震化の推進 ・平成27年度までの耐震化完了を目標とした校舎・体育館の耐震補強等の実施 ◆橋りょうの長寿命化・耐震化の推進 ・主要橋りょうへの耐震補強の実施 ◆災害や事故に強い上下水道の整備 ・上下水道施設の耐震化

③ 食の安全安心の推進

基本施策 6-4-(1), 基本施策 19-3-(3)

事業目的	○市民の安全な食生活を確保するため、監視・検査体制を強化し、食品健康被害の未然防止を図る。 ○本市農業の生産振興及び市民の健康で快適な食生活を確立するため、農産物の安全安心について周知を図るとともに、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を推進する。
事業概要	◆食品による健康被害の未然防止の推進 ・食品関係施設等の監視及び検査体制の充実による食品・食肉等の安全性確保 ・食品健康被害の未然防止の推進 ◆地産地消の推進 ・安全安心な農産物の生産・供給の促進 ・地産地消啓発活動の促進

④ 地域の防犯環境整備の推進

基本施策 6-1-(3)

事業目的	○日常生活の安心感を高めるため、地域との協働により危険箇所や空き家等への把握し改善を図るとともに、適切な「防犯灯」の設置・維持管理を促進するなど地域の防犯環境の整備を推進する。
事業概要	・「市民総ぐるみ環境点検活動」の充実 ・「空き家対策」等の推進 ・効率・効果的な「防犯灯」の設置促進

⑤ 安全な交通環境整備の推進

基本施策 6-2-(1)・(2), 基本施策 22-2-(3), 基本施策 22-3-(1)

事業目的	○交通安全意識の醸成と適切な道路整備による交通安全の確保を図る。 ○交通ルールの遵守と相手の立場を尊重する交通マナーの実践が図られるよう、交通事故原因の分析に基づき、それぞれのライフステージにあわせた生涯にわたる交通安全教育を推進する。
事業概要	◆交通安全環境の整備 ・交通安全施設の整備 ・自転車走行空間の整備 ◆各世代に対応した交通安全教育の推進 ・高齢者等への体験型交通安全教室の充実 ◆自転車利用者への交通安全教育の推進 ・子ども自転車免許事業の実施 ・プロスポーツチームと連携した自転車安全教室の開催 ・高校や地域、警察等と連携した街頭指導の充実

Project. 4

ひとや自然にやさしい“環境都市”実現プロジェクト

市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践などによる“環境と調和したまち”の形成に向け、「ひとや自然にやさしい“環境都市”実現プロジェクト」を推進します。

取組の方向

- ① “もったいないうつのみや”の推進
- ② 緑豊かな宇都宮の推進
- ③ 再生可能エネルギーの利活用の推進
- ④ ごみの資源化事業の推進
- ⑤ 廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進

<主な指標>

家庭版環境ISO認定家庭数

現状値 (H23)

1,661世帯

目標値 (H29)

5,000世帯

住宅用太陽光発電システム設置
家庭数

現状値 (H23)

4,196世帯

目標値 (H29)

13,000世帯

市民1人1日あたりの資源物以
外のごみ排出量

現状値 (H23)

806g/日

目標値 (H29)

725g/日

① “もったいないうつのみや”の推進

基本施策 13-1-(1)・2-(1)

事業目的	○市民の自主的な環境保全行動を広げるため、もったいない運動を推進する。 ○二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギー・省資源型の行動やライフスタイルを推進する。
事業概要	◆もったいない運動の推進 ・もったいない精神の普及啓発 ◆環境にやさしいライフスタイルの推進 ・省エネルギー機器の普及促進 ・省エネルギー行動の推進

② 緑豊かな宇都宮の推進

基本施策 14-3-(1)・(2)

事業目的	○市街化区域内に残された貴重な自然環境を守るとともに、市民協働による森づくりを実施するなど、豊かな自然とふれあい、憩える場を確保するため、都市緑地の保全・活用を行う。 ○街の位置付けにふさわしい風格の感じられる景観の形成や良好な都市環境を維持するため、中心市街地において、人の目に映る緑の創出など中心市街地の緑化を推進する。
事業概要	◆都市緑地の保全・活用 ・戸祭山緑地の保全・活用 ・鶴田沼緑地の保全・活用 ・「もったいないの森長岡」植樹事業の実施 ◆中心市街地の緑化推進 ・中心市街地における公共施設等の緑化推進 ・中心市街地における民有地の緑化推進

③ 再生可能エネルギーの利活用の推進

基本施策 13-2-(4)

事業目的	○二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギーの利活用を推進する。
事業概要	・太陽光発電システム等の設置促進

④ こみの資源化事業の推進

基本施策 13-3-(1)

事業目的	○ごみの発生抑制や減量化を図るため、資源化事業を推進する。
事業概要	・市民協働による生ごみの資源化の推進 ・廃食用油、剪定枝等の資源化事業の推進 ・バイオマスの利活用の促進

⑤ 廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進

基本施策 13-4-(1)

事業目的	○効果的・効率的なごみ処理体制を構築するため、計画的に廃棄物処理施設を整備する。
事業概要	・中間処理施設の整備 ・最終処分場の整備

Project. 5

まちの骨格となる交通体系確立プロジェクト

「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成するための骨格となる、総合的な公共交通体系の確立により、今後の都市のあり方とも調和する、誰もが移動しやすい交通環境を創出するため、『まちの骨格となる“交通体系”確立プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向 ➤
- ①新交通システム(LRT)の導入
 - ②バス路線の充実
 - ③地域内交通の充実
 - ④自転車のまち宇都宮の推進
 - ⑤既存鉄道の利便性向上の促進
 - ⑥スマート IC の整備

<主な指標>

年間公共交通利用者数

現状値 (H22)
30,713千人

目標値 (H29)
40,589千人

自転車走行空間の整備延長

現状値 (H23)
14.5 km

目標値 (H29)
30.9 km

都市計画道路の整備率

現状値 (H24)
67.5%

目標値 (H29)
73.1%

① 新交通システム(LRT)の導入	
基本施策 22-1-(1)	
事業目的	○ひとや環境にやさしい快適な都市内移動手段を確保するため、東西基幹公共交通として新交通システム(LRT)の導入を推進する。
事業概要	◆導入区間:桜通り十文字～宇都宮テクノポリスセンター地区(15km) ◆導入方式:LRT(次世代型路面電車) ◆事業運営方式:公設民営 ◆実施内容 ・事業実施計画の策定 ・関連法手続き(都市計画決定、事業認可取得等) ・事業運営主体の選定 ・施設整備(走行空間、車両基地、トランジットセンター等)

② バス路線の充実	
基本施策 22-1-(2)	
事業目的	○公共交通不便地域・空白地域の解消や公共交通サービスの向上を図るため、バス路線を充実させる。
事業概要	・赤字バス路線に対する支援 ・バス路線の新設・拡充に向けた社会実験の実施 ・公共交通利用環境整備(バス停への上屋・ベンチの設置等)の促進 ・効果的な利用促進策の実施

③ 地域内交通の充実	
基本施策 22-1-(2)	
事業目的	○公共交通不便地域・空白地域の解消を図るため、地域の実情に応じた地域内交通の充実を図る。
事業概要	・導入に向けた地域への取組支援(意向把握、運行計画の検討、関係機関との協議調整) ・持続可能な運行に向けた地域への取組支援(利用促進、運行計画の見直し、運営体制の充実)

④ 自転車のまち宇都宮の推進	
基本施策 22-3-(1)	
事業目的	○市民の誰もが自転車を安全に利用できる環境を創出するため、安全性の高い自転車走行空間の整備を推進する。 ○自転車の魅力を発信し、市民の自転車の利用・活用を促進するため、自転車利用者の拠点施設であるサイクルステーションの充実を図る。
事業概要	・自転車走行空間の整備 ・サイクルステーションの充実

⑤ 既存鉄道の利便性向上の促進

基本施策 22-1-(4)

事業目的	○本市の基幹公共交通である鉄道における交通結節機能の充実を図るため、既存鉄道の利便性向上を促進する。
事業概要	・岡本駅等の駅機能強化 ・既存鉄道におけるバリアフリー整備の促進、新しい駅施設、鉄道利便性、アクセス性などの向上の研究・検討 ・関係機関との協議・構想策定

⑥ スマート IC の整備

基本施策 22-2-(2)

事業目的	○本市交通の円滑化や地域振興を図るため、スマートICの整備を推進する。
事業概要	・新たなスマートIC の設置

Project. 6

50万都市の中核機能・交流機能強化、活力向上プロジェクト

「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成するための重要な要素となる、集約化され、市民の暮らしや活動に合わせたさまざまな拠点を形成し、都市の活力向上を図るため、『50万都市の中核機能・交流機能強化、活力向上プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ① JR宇都宮駅周辺地区整備の推進
 - ② 市街地再開発事業の推進
 - ③ 中心市街地の賑わいづくりの強化
 - ④ 魅力ある都市景観づくり事業の推進
 - ⑤ 岡本駅周辺地域整備の推進

<主な指標>

人口集中地区（DID）人口

現状値（H22）
384,583人

目標値（H29）
392,000人

都市拠点（市内中心部）の通行量
（平日）

現状値（H23）
103,880人

目標値（H29）
110,000人

中心商業地の空き店舗数

現状値（H23）
123店舗

目標値（H29）
100店舗

① JR宇都宮駅周辺地区整備の推進

基本施策 22-1-(2)

事業目的	○宇都宮の玄関口としてふさわしい、多様な都市機能の集積や、シンボル性のあ る都市環境の創出を図るため、宇都宮駅周辺地区の整備を推進する。
事業概要	◆宇都宮駅東口地区整備の推進 ・立地施設の整備促進 ◆宇都宮駅西口周辺地区整備の推進 ・市街地再開発事業等の推進 ・駅前広場等の整備改善の推進

② 市街地再開発事業の推進

基本施策 22-3-(1)

事業目的	○高次な都市機能の集積を図るとともに、安全・安心で快適な市街地を形成するため、再開発事業を推進する。
事業概要	・宇都宮大手地区市街地再開発事業 ・宇都宮バンバ地区市街地再開発事業 ・宇都宮千手・宮島地区市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業

(新) ③ 中心市街地の賑わいづくりの強化

基本施策 16-1-(1), 基本施策 18-1-(1)

事業目的	○中心市街地を賑わいと魅力のある快適な住空間とするため、都心部への定住を推進する。 ○中心商業地の回遊性の向上や集客力を高め、魅力ある中心商業地を創出する。
事業概要	◆都心居住の推進 ・民間賃貸住宅を活用した居住支援の推進 ・住宅取得者向け支援の推進 ◆魅力ある中心商業地の創出 ・空き店舗等の有効活用の促進 ・イベント等による拠点広場の活用促進 ・特色あるファサードの整備促進 ・商業者、商店街、関係団体等の連携強化

④ 魅力ある都市景観づくり事業の推進

基本施策 21-4-(2)

事業目的	○良好な景観の保全と地域特性を生かした魅力ある景観を創出するため、景観計画に基づく規制誘導を図るとともに、市民協働による景観づくりを推進する。
事業概要	・景観計画の届出制度 ・景観形成重点地区の指定

⑤ 岡本駅周辺地域整備の推進

基本施策 21-2-(2)

事業目的	○岡本駅周辺の都市機能の充実・効率化を図るため、岡本駅周辺地域整備事業を推進する。
事業概要	・駅関連施設整備 ・駅西地区土地区画整理事業 ・駅東地区整備

Project. 7

都市ブランド確立・アピールプロジェクト

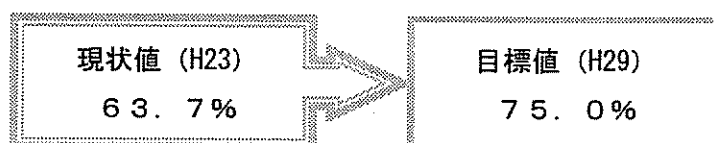
本市が、独自の文化が薫る都市として、その個性を磨き上げ、全国にアピールするとともに、交流人口の増加を図るため、『都市ブランド確立・アピールプロジェクト』を推進します。

取組の方向

- ①都市のブランド化の推進
- ②おもてなしのまち宇都宮の推進
- ③地域資源を活用した戦略的観光事業の推進
- ④プロスポーツを活用した地域の活力と都市の魅力の創造

＜主な指標＞

宇都宮に愛着がある人の割合



「来てよかった」、「また訪れたい」と感じている来訪者の割合



年間入込客数



① 都市のブランド化の推進

基本施策 19-3-(2), 基本施策 24-1-(4)

事業目的	○本市のイメージアップや他都市との差別化を図り、より活気や活力のある宇都宮を築いていくため、「宇都宮ブランド戦略」を推進する。
事業概要	◆宇都宮ブランド戦略の推進 ・情報発信・発信拠点の活用促進 ・シティセールスの強化 ・市民参加型事業の推進 ◆農産物のブランド化推進 ・ブランド農産物の販売促進 ・農商工連携による6次産業化の促進 ・海外に向けた輸出促進

② おもてなしのまち宇都宮の推進

基本施策 20-1-(1)・(2)・(3)

事業目的	○本市を訪れる多くの人に満足していただき、本市への再訪や定住に結びつけるため、官民一体でおもてなしを推進する。
事業概要	◆市民のおもてなし意識の向上 ・おもてなし事業の推進 ◆おもてなし体制の充実 ・観光ガイドの育成、確保 ◆観光情報発信の充実 ・観光セールスの強化

③ 地域資源を活用した戦略的観光事業の推進

基本施策 20-2-(2)

事業目的	○本市が誇る様々な地域資源を活用し、都市観光としての魅力を高め、来訪者の増加につながる戦略的観光事業を推進する。
事業概要	・観光資源の発掘と観光ルートの開発推進 ・自然、文化、人材等の再評価と有効活用の推進 ・コンベンション等の誘致強化 ・大谷地域観光の推進

④ プロスポーツを活用した地域の活力と都市の魅力の創造

基本施策 11-1-(2)・2-(2)

事業目的	○市民がレベルの高い競技に触れることにより、スポーツ人口の底辺拡大を図るとともに、市のイメージアップ、地域経済の活性化にもつなげるため、プロスポーツを開催する。 ○青少年をはじめとする市民のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、地域と一体となったチームづくりを通し、地域の活力と都市の魅力の創造を図るため、プロスポーツチームを支援する。
事業概要	◆トップレベルのスポーツに触れる機会の創出 ・プロスポーツ等の開催 ◆プロスポーツチームへの支援 ・本市をホームタウンとするプロスポーツチームへの支援

Project. 8

高い志を持って、未来へ羽ばたく“宮っ子スピリット”養成プロジェクト

次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材を育成していくため、『高い志を持って、未来へ羽ばたく“宮っ子スピリット”養成プロジェクト』を推進します。

取組の方向

- ①確かな学力の定着
- ②豊かな心の育成
- ③健やかな体づくりの推進
- ④小中一貫教育・地域学校園の充実
- ⑤特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実
- ⑥子どもの芸術活動・伝統文化への支援
- ⑦青少年の自主的活動の創出促進
- ⑧学校教育支援の充実

<主な指標>

学習内容定着度調査における正答率（中学校3年生の国語、数学、英語）

現状値（H23）
国語 80%以上 70.2%
50%未満 4.3%
数学 80%以上 70.1%
50%未満 13.1%
英語 80%以上 62.9%
50%未満 12.7%

目標値（H29）
国語 80%以上 74.0%
50%未満 3.0%
数学 80%以上 80.0%
50%未満 7.0%
英語 80%以上 79.0%
50%未満 6.0%

いじめ解消率

現状値（H23）
96.9%

目標値（H29）
100.0%

新体力テスト総合評価A段階の割合（中学3年生）

現状値（H23）
22.0%

目標値（H29）
22.3%

① 確かな学力の定着

基本施策 9-1-(1)

事業目的	○児童生徒が、基礎的・基本的な学習内容や、実生活の中で、知識や技能を活用する力を身に付けられるよう、学習状況の実態の把握や教員の授業力の向上への取り組み等を通して、「分かる授業」を推進する。 ○これからの知識基盤社会の時代においては「生きる力」を育むことが重要であり、将来への夢や希望を育むと共に、自ら課題を見付け、よりよく解決する資質や能力を育成するため、キャリア教育を推進する。
事業概要	◆分かる授業の展開（授業力向上プロジェクト） ・教員が相互に授業を見せあえる等の校内研修の実施 ◆キャリア教育の推進（未来創造プロジェクト） ・宮・未来キャリア教育カリキュラムの実施 ・地域の教育力を活用した体験学習の実施

② 豊かな心の育成

基本施策 9-2-(1)

事業目的	○児童生徒が、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を養うための取組を推進する。 ○児童生徒が、いじめを許さない態度を身に付けられるとともに、市民総ぐるみにより、いじめの根絶を図るため、学校でのいじめ対策の強化や、家庭や社会への啓発活動を行う。
事業概要	◆心を育む教育活動の推進（心の教育プロジェクト） ・「宮っ子心の教育カリキュラム」の実施 ・共に活動する喜びを味わう体験活動の充実 ◆いじめゼロ運動の推進 ・強調月間の実施 ・いじめ対策研修の実施

③ 健やかな体づくりの推進

基本施策 9-2-(2)

事業目的	○生涯にわたり健康に生活するための体力を身に付けられるよう、体力向上を推進する。 ○生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるよう、学校教育食育推進行動計画に基づき、食を通して自らの健康を考え、判断し、実践できるたくましい宮っこを育成するため、食育を推進する。
事業概要	◆うつのみや元気っ子プロジェクトの推進（体力向上推進計画） ・ミニマム達成のための「体力向上プログラム」の実施 ・「うつのみや元気っ子チャレンジ」（グループによる体づくり）の実施 ◆宮っこ、食べっこ、元気っこプランの推進（食育推進行動計画） ・学校給食における食育の充実 ・学校・家庭・地域・企業の連携による食育の充実

④ 小中一貫教育・地域学校園の充実

基本施策 9-1-(1)

事業目的	○9年間を見通した系統的な指導による、一層の学力向上を図るとともに、児童生徒の交流活動や教職員の連携、地域教育資源を活用した地域学校園の教育活動の充実を図る。
事業概要	・小中一貫教育カリキュラムの実施・充実 ・相互乗り入れ授業の実施・充実 ・地域の教育力を生かした教育活動の充実

⑤ 特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実

基本施策 9-5-(1)

事業目的	○児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実を図る。
事業概要	・かがやきルーム（特別支援教室）における指導の充実 ・全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上

⑥ 子どもの芸術活動・伝統文化への支援

基本施策 10-1-(1)・2-(1)・2-(2)

事業目的	○次代の文化の担い手である子どもの、豊かな心や感性、創造性などを育むため、文化芸術活動の機会を創出する。 ○本市の伝統文化を振興し、次世代に継承していくため、伝統文化に身近に触れる機会を創出するとともに、地域の継承活動の環境づくりや、人材育成の支援を行う。
事業概要	◆体験講座・発表機会の充実 ・ふれあい文化教室 ・ジュニア芸術祭 ◆人材育成・普及啓発事業の実施 ・伝統文化フェスティバル開催 ・宮っ子伝統文化体験教室

⑦ 青少年の自主的活動の創出促進

基本施策 12-1-(1)

事業目的	○青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、積極的に社会参加することを促すため、青少年自らが企画するイベントや活動発表などを行う機会や場の提供を行う。
事業概要	・青少年による事業実施団体や活動団体の掘り起こし ・継続的な事業実施のための組織づくりへの支援 ・関係団体や企業、NPO等との連携による青少年の活動への支援

⑧ 学校教育支援の充実	
基本施策 8-2-(1)	
事業目的	○学校と家庭・地域が連携した，学校教育の充実と家庭・地域の教育力を向上させるため，「魅力ある学校づくり地域協議会」による家庭・地域と学校の連携によって，学校教育支援の充実を図る。
事業概要	・魅力ある学校づくり地域協議会への支援充実 ・地域コーディネーターの確保・充実

Project. 9

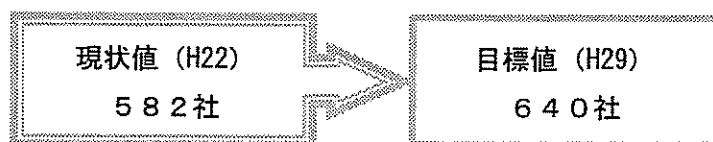
産業力底上げ“未来産業創造”プロジェクト

宇都宮の活力の源である産業が、社会経済のボーダーレス化・グローバル化などに対しても揺るぎのない、持続的な発展を遂げていけるよう、『産業力底上げ“未来産業創造”プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向 ➤
- ①イノベーションが期待される産業の育成
 - ②企業集積、立地の促進
 - ③高度技術開発の促進
 - ④農業王国うつのみやの推進
 - ⑤地域産業を担う人材の育成

<主な指標>

市内事業所数（製造業）



認定農業者数



起業家セミナー参加者数



① イノベーションが期待される産業の育成

基本施策 17-1-(1)

事業目的	○裾野が広く、足腰の強い持続可能な産業基盤の確立を図るため、本市の産業を牽引する次世代モビリティ産業のほか、環境・エネルギー分野や医療・福祉分野などのイノベーションが期待される産業を重点的に育成する。
事業概要	・新産業創出支援事業の実施 ・（仮称）次世代産業創出協議会の設置運営 ・産学連携・交流事業等の実施 ・コーディネート事業の実施

② 企業集積、立地の促進

基本施策 17-1-(1)

事業目的	○地域産業の活性化や雇用機会の確保・拡大などを図るため、地域企業間のネットワークを強化し、地域の特性・強みを生かした企業集積、立地を促進する。
事業概要	・企業誘致推進員の配置 ・助成制度（企業立地・拡大再投資等）・融資制度の充実 ・関係機関・団体との連携強化

③ 高度技術開発の促進

基本施策 18-2-(1)

事業目的	○多様化・高度化する消費者ニーズや国際競争の激化などに対応するため、中小企業における知恵と創造力を生かした高度技術開発を促進する。
事業概要	・高度な設備導入等の支援 ・知的財産の活用促進 ・経営、技術支援体制の充実

④ 農業王国うつのみやの推進

基本施策 19-1-(1)・2-(2)・3-(2)・3-(3)

事業目的	○多様な農産物を持続的に効率よく生産する「生産力」、地元農産物が市内外から選ばれ十分に行きわたる「販売力」、農業農村の大切さを理解し守り育てていける「地域力」を向上していく。 これらを通して、農家が農業に魅力を感じ、意欲と責任を持って営農し、市民が手軽に地元の農産物を選び買い支えている「農業王国うつのみや」の実現を目指す。
事業概要	◆意欲ある担い手の確保・育成 ・新規就農者の確保・育成 ◆効率的な生産・出荷体制の確立 ・低コスト化・省エネ技術の導入促進 ・ICTを活用した農業の促進 ◆農産物のブランド化推進 ・ブランド農産物の販売促進 ・農商工連携による6次産業化の促進 ◆地産地消の推進 ・地産地消啓発活動の促進 ・安全安心な農産物の供給促進

⑤ 地域産業を担う人材の育成

基本施策 17-2-(1)・3-(1), 基本施策 18-2-(3), 基本施策 9-1-(2)

事業目的	○都市の活力を支える産業力のレベルアップを図るため、将来を見据えた人材の育成・確保を図り、産学官連携による人材プラットフォームの形成を図る。
事業概要	◆起業家の集積・成長支援 ・チャレンジャーのまち・うつのみや推進事業の実施 ・資金調達等の新たな仕組みの検討構築 ◆中小企業の人材育成 ・伝統産業の振興 ・高度技術承継の支援 ◆ニーズに合った就業と雇用の実現 ・キャリア形成支援の充実 ・雇用確保・安定化の促進 ◆キャリア教育の推進（未来創造プロジェクト）

Project. 10

みんなで作る“大好き地域”実践プロジェクト

「人と人とのつながり」や「地域の絆」を育み、大切にするとともに、社会総ぐるみによる人づくりの推進により、まちづくりを担う“みんな”が協力し合い、地域が主体となったまちづくり活動が促進されるよう、『みんなで作る“大好き地域”実践プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向 ➤
- ①まちづくり活動主体の連携・協力の促進
 - ②自治会活性化の促進
 - ③地域が一体となったまちづくりの推進
 - ④地域で活躍する人材の育成
 - ⑤地域行政機関の機能強化

＜主な指標＞

まちづくりセンター及びボランティアセンターの登録団体数

現状値 (H24)
348 団体

目標値 (H29)
600 団体

自治会加入率

現状値 (H24)
68.6%

目標値 (H29)
70.0%

地域まちづくり計画推進地区数

現状値 (H24)
14 地区

目標値 (H29)
39 地区

① まちづくり活動主体の連携・協力の促進

基本施策 23-1-(2)

事業目的	○多様化している公共的課題の解決に向け、市民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者などの様々なまちづくり活動主体が、それぞれの特性を生かすとともに、相乗効果が発揮されるよう連携・協力を促進する。
事業概要	・多様な活動主体が連携する機会と場の創出 ・協働を進めるコーディネートの実施

② 自治会活性化の促進

基本施策 23-2-(2)

事業目的	○日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図る。
事業概要	・自治会の加入促進 ・自治会の集会所等の整備促進

③ 地域が一体となったまちづくりの推進

基本施策 23-2-(2)

事業目的	○地域の資源や特性を生かした魅力ある地域づくりを実践するため、地域が一体となったまちづくりを推進する。
事業概要	◆地域まちづくり計画の策定の促進 ・地域まちづくり計画の策定地域の拡大 ・地域まちづくり計画の着実な実行の支援 ◆地域まちづくり組織のコーディネート機能や事務局機能の強化 ・地域活動の担い手育成 ・地域のコーディネート機能や事務局機能の強化 ・地域活動団体間の連携強化

④ 地域で活躍する人材の育成

基本施策 8-1-(2)

事業目的	○地域ぐるみによる人づくりを推進するため、受講者のレベルに応じた体系的・専門的な学習を促進することにより、学習活動を通じた地域で活躍する人材の育成や、指導者等の活動の活性化を図る。
事業概要	・地域指導者等研修の充実 ・地域人材養成プログラムの充実 ・生涯学習コーディネーターの育成・支援充実

⑤ 地域行政機関の機能強化

基本施策 24-2-(1)

事業目的	○市民に身近な場所である地域行政機関において、きめ細かなサービスの提供を行っていくとともに、住民の意見やニーズ、地域の状況を的確に捉え、地域に軸足を置いたまちづくりを推進していく必要があるため、地域行政機関の機能を強化する。
事業概要	・市民生活に密着したサービスの充実 ・地域と行政を繋ぐ地域振興機能の強化 ・地域まちづくり拠点としての地域行政機関の施設整備

1351

1352

1353

1354

1355

1356

1357

1358

1359

1360

1361

1362

1363

1364

1365

1366

1367

1368

1369

1370

1371

1372

1373

1374

1375

1376

1377

1378

1379

1380

1381

1382

1383

1384

1385

1386

1387

1388

1389

1390

1391

1392

1393

1394

1395

1396

1397

1398

1399

1400

1401

1402

1403

1404

1405

1406

1407

1408

1409

1410